

第4次善通寺市地域福祉計画

《素案》

令和7年1月

目次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 地域福祉とは	3
2 「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉計画の役割.....	3
3 地域福祉計画と関連計画の法的根拠	4
4 「第4次善通寺市地域福祉計画」策定の趣旨.....	5
5 計画の期間.....	5
6 計画の位置付け.....	6
7 計画の策定方法	7
第2章 本市の地域福祉を取り巻く現状と課題	9
1 善通寺市の状況	9
2 第3次計画の評価.....	15
3 市民アンケート調査の状況	24
4 団体ヒアリング結果の状況	38
第3章 計画の推進体系	43
1 計画の基本理念	43
2 計画の基本目標	43
3 計画の施策体系	45
第4章 具体的な取り組みと今後の方向性	46
【基本目標1】小地域福祉活動や拠点の充実と支え合える仕組みづくり	46
(1) 地域福祉活動による顔が見える関係づくり(★)	46
(2) 地域包括ケアシステムの深化による見守り体制の強化	47
(3) 地域福祉の好循環を持続可能にする活動の促進.....	48
(4) 地域福祉の拠点整備とニーズに沿った制度の見直し	49
【基本目標2】重層的な地域福祉ネットワークの構築と支援体制の整備.....	50
(1) 住民、専門職、当事者を含めた関係機関や様々な圏域でのネットワークの充実	50
(2) 重層的な課題を抱える家庭へのアプローチと環境整備(★)	51
(3) 地域福祉コーディネート機能の充実と相談窓口の明確化	52
(4) 官民協働による他業種多職種のネットワーク化とパートナーシップの構築.....	53
(5) 分野横断的な地域福祉窓口の設置推進	54
【基本目標3】地域福祉を担う人材を育む環境づくり、仕組みづくり	55
(1) 福祉教育やふれあい体験学習などの充実.....	55
(2) 地域福祉の担い手・リーダーの育成、確保(★)	56
(3) 様々な年代が活動できる環境づくり.....	57
(4) 次代を担う若者の声が反映される仕組みづくり.....	58
【基本目標4】自分らしく安心して暮らせる地域共生社会への基盤整備.....	59
(1) 福祉サービスの質の向上と予防支援の充実	59

(2) 分野を横断する総合相談・支援体制の充実	60
(3) 包括的な支援体制の基盤強化と連携促進(★)	61
(4) 生活困窮者への自立支援の充実	62
(5) 再犯防止に向けた体制整備(善通寺市再犯防止計画)	63
(6) 高齢者や障がい者、子どもを守る権利擁護の推進	64
(7) 防災活動の推進による地域福祉の強化(★)	66
(8) 安心の暮らしを支える公共交通の充実	67
第5章 自殺対策計画	68
1 誰も自殺に追い込まれることのない地域作りを目指して	68
2 自殺に対する基本認識	69
3 本市における自殺の現状と今後の目標	70
4 本市における取り組み	71
(1) ネットワークの構築	71
(2) 自殺予防に関係のある事業や活動	71
(3) ゲートキーパーの普及・啓発	72
(4) 相談支援体制の充実	72
第6章 計画の推進に向けて	73
1 計画の推進体制	73
2 計画の進行管理と評価	73
第7章 資料編	74
1 策定経過	74
2 善通寺市地域福祉計画策定員会委員名簿	75
3 善通寺市地域福祉計画策定員会設置要綱	76

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域住民の困りごとを地域課題として把握し、家族や友人、近隣住民、事業所や行政などとの関係性のなかで、解決していくための仕組みのことをいいます。つまり、地域福祉は特定の人のためのものではなく、誰にとっても身近に関わりのあるもので、少子高齢化や地域での孤立、災害リスクの高まりなど、現代社会が抱える様々な課題解決に不可欠なものとして注目されています。また、地域福祉は、福祉の専門分野だけでなく、保健、医療、教育、経済など、様々な分野と連携しながら、より包括的な支援を提供することを目指すもので、住み慣れた地域で安心して暮らせること、そして誰かに支えられ、また誰かの役に立ちながら暮らせることで、地域の「しあわせづくり」に寄与するものです。

なお、社会福祉法第4条には「地域福祉の推進」が規定され、地域住民自身が、“地域福祉の担い手”として位置づけられており、住民の主体的な参加による福祉のまちづくりが求められています。地域住民は、地域資源の発見、地域の課題発見、ニーズの把握、ボランティア活動など、多様な形で地域福祉に主体的に参加することで、よりきめ細やかで効果的な支援が可能となり、地域全体の活気につながります。更に、地域福祉の実践は、地域によって、また、対象者によって異なり、高齢者向けの支援、子ども向けの支援、障がい者向けの支援など、様々なニーズに対応した活動が行われていますが、地域特性や歴史、文化を踏まえて多様な形で展開されることが重要です。

地域福祉の推進には、人材育成、財源確保、制度の整備など様々な課題がありますが、これらの課題を克服するためには、支援を必要としている人に市や専門機関だけではなく、地域住民や福祉活動団体、ボランティアなど地域に関わるすべての人や団体が協働して、「共に支え合うしくみ」をつくっていくことが重要となっています。

2 「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉計画の役割

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

「地域福祉計画」は、高齢者や子ども、障がい者など個別の福祉計画の上位計画として位置づけられていますが、単なる個別計画のまとめ直しではなく、個別計画だけでは解決できないそれぞれの計画の隙間を補っていく計画としての機能を持っています。特に地域共生社会の実現のためには、地域住民の「参画」と「協働」が重要となりますが、地域課題を「他人事」ではなく「我が事」としてとらえ、地域の中で自分たちに何ができるかを考え、できることから始めてみるきっかけづくりとしての役割も担っています。

3 地域福祉計画と関連計画の法的根拠

地域福祉計画は、平成 12 年 6 月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項です。地域福祉推進にあたっての基本的な理念や目標を定める本市の地域福祉計画は、社会福祉法に規定されている盛り込むべき事項に加えて、地域福祉の推進と関係の深い再犯防止計画及び自殺対策基本計画についても含めるものとします。

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

（市町村地域福祉計画）

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）（抄）

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）（抄）

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

4 「第4次善通寺市地域福祉計画」策定の趣旨

近年、少子高齢化の進行や障がいのある人の増加、核家族化などによる家族機能の低下や地域社会のつながりの希薄化などを背景に、福祉ニーズが増大しています。さらに、“福祉”の概念自体の変化や、地方分権の推進により、市民の主体的な活動がより一層求められており、公的サービスだけでなく、地域全体で、防犯や防災なども含めた生活全般における支援をしていくことが必要となっています。

本市では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、善通寺市社会福祉協議会と連携し、令和2年3月に「第3次善通寺市地域福祉計画」を策定し、福祉サービスの整備・充実や市民・福祉事業者などの主体的な福祉への取り組み支援などの施策を進めてきました。

このたび、令和6年度末に計画年度が終了することを受け、本市における課題を再度整理し、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現におけ、また、『地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進』のために「第4次善通寺市地域福祉計画」を策定することとします。

5 計画の期間

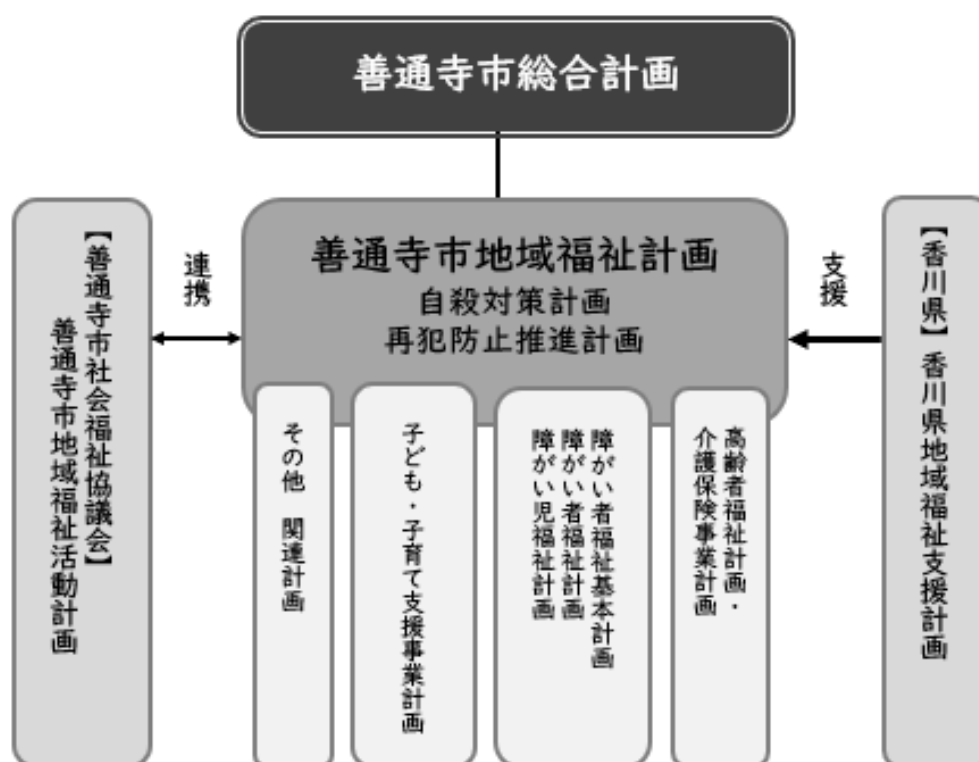
計画期間は令和7年度を初年度とし、目標年次を令和11年度とする5か年の計画とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

年度	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11
計画期間	第3次計画期間									
					見直し期間	第4次計画期間				

6 計画の位置付け

善通寺市における福祉関係計画には、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉基本計画、子ども・子育て支援事業計画などがあり、分野別計画はそれぞれの根拠法に基づき分野別に策定されています。地域福祉計画は、保健福祉分野を統括する計画として、これらの計画と連携し、統合性を図るとともに、地域福祉の推進に関する取り組みが地域においてより効率的に展開されるよう、基本方針と施策展開の方向性を明確にするものです。

さらに、『第4次善通寺市地域福祉計画』より再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づき策定する「再犯防止計画」を包含しております。



7 計画の策定方法

(1) 策定委員会の設置

幅広い関係者の参画により、本市の地域特性に応じた事業展開に努めることが必要であることから、学職経験者、関係団体代表者、関係行政機関の職員等をもって構成する「善通寺市地域福祉計画策定委員会」を設置し、各種団体や市民の意見を広く反映させながら計画を策定しました。

(2) 第3次計画の点検・評価

第3次計画の「市の役割」について各課調査を実施し、進捗状況や課題等について取りまとめを行い、計画策定のための基礎資料としました。

(3) 市民アンケート調査の実施

1 調査目的

第3次計画策定時から5年が経過し、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化していることから「日常生活での課題」や「地域での助け合いに関する考え方」等について把握し、計画策定の基礎資料とするため実施しました。

2 調査の実施について

対 象 者	善通寺市にお住まいの18歳以上の市民1,300人（無作為抽出）
実施期間	令和6年10月10日（木）～ 令和6年10月24日（木）
実施方法	郵送配布、郵送回収、オンライン回答

3 調査票の回収状況

配布数	回収数	回収率
1,300 件	465件	35.8%

○分析結果を見る際の留意点は以下の通りとなっています。

○「n」は「number」の略で、比率算出の母数を示しています。

○単数回答の場合、本文および図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記していますので、百分率の合計が100%とならない場合があります。

○不明（無回答）はグラフ・表から除いている場合があります。

(4)関係団体ヒアリング調査の実施

計画策定にあたり地域福祉に関する現場のニーズや課題を把握し、計画策定の基礎資料とするため、善通寺市内で活動している団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に対して、「団体ヒアリング」を開催し、得られた意見等を整理し計画策定のための基礎資料としました。

	実施日	団体名	区分
1	令和6年11月1日	市老人クラブ連合会	市関係団体（高齢者）
2	令和6年11月5日	市民生委員児童委員協議会	地域福祉推進団体
3	令和6年11月6日	市連合自治会長会	市関係団体（自治会）
4	令和6年11月6日	市自主防災会連絡協議会	市関係団体（防災）
5	令和6年11月6日	市社会福祉協議会	地域福祉推進団体
6	令和6年11月7日	子育てネットくすくす	市関係団体（子ども）
7	令和6年11月18日	地区社会福祉協議会	地域福祉推進団体
8	令和6年11月18日	希望の家	福祉関係団体（障がい者）
9	書面ヒアリングのみ	市内中学生（生徒会）	市内中学校

(5)パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリック・コメント（意見募集）を実施しました。

実施期間：令和7年1月29日（水）～2月28日（金）

第2章 本市の地域福祉を取り巻く現状と課題

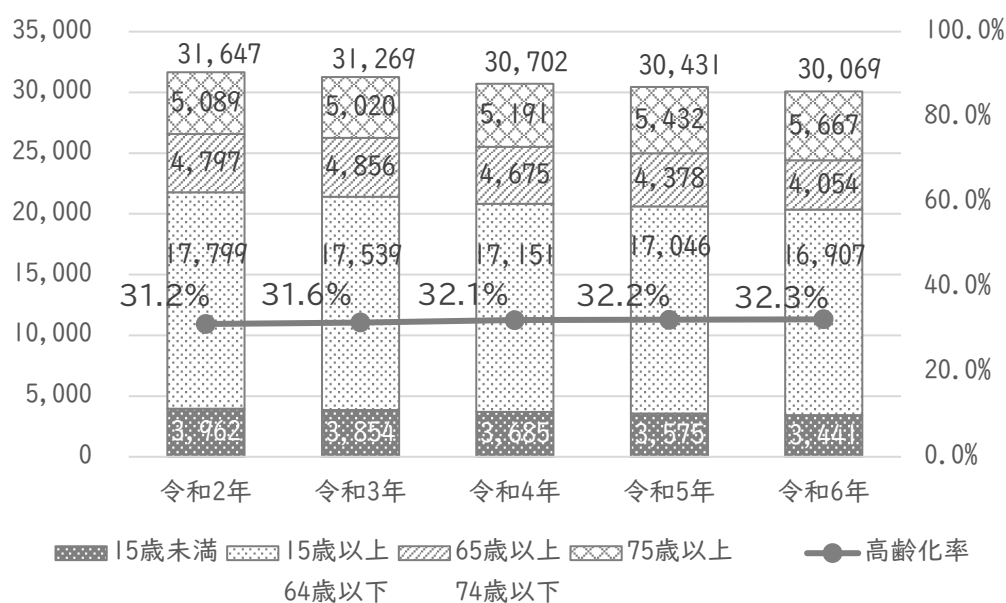
Ⅰ 善通寺市の状況

(1) 人口の状況

本市の総人口は、令和2年の31,647人から令和6年には30,069人へと減少傾向となっています。年齢別にみると、15歳未満と65歳以上74歳以下で減少傾向になっているのに対し、15歳以上64歳以下ではほぼ横ばい、75歳以上で増加傾向となっており高齢化率は、令和6年4月1日時点で32.3%となっています。

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	(人)	31,647	31,269	30,702	30,431	30,069
15歳未満	(人)	3,962	3,854	3,685	3,575	3,441
	(%)	12.5%	12.3%	12.0%	11.7%	11.4%
15歳以上 64歳以下	(人)	17,799	17,539	17,151	17,046	16,907
	(%)	56.2%	56.1%	55.9%	56.0%	56.2%
65歳以上 74歳以下	(人)	4,797	4,856	4,675	4,378	4,054
	(%)	15.2%	15.5%	15.2%	14.4%	13.5%
75歳以上	(人)	5,089	5,020	5,191	5,432	5,667
	(%)	16.1%	16.1%	16.9%	17.9%	18.8%
高齢化率	(%)	31.2%	31.6%	32.1%	32.2%	32.3%

資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）



(2)子どもの状況

① 出生数

出生数の状況は、年々減少傾向にあり、令和4年より200人を下回っています。

(単位：人)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総 数	247	215	194	193	172

資料：善通寺市統計書・市民課（各年4月1日時点）

② 幼稚園・保育所

本市の幼稚園や保育所等の設置状況は、公立幼稚園8か所（中央幼稚園、東部幼稚園、西部幼稚園、南部幼稚園、竜川幼稚園、与北幼稚園、筆岡幼稚園、吉原幼稚園）、私立幼稚園1か所（善通寺聖母幼稚園）、公立保育所2か所（善通寺保育所、竜川保育所）、私立保育所2か所（吉原保育所、南部保育所）、私立認定こども園2か所（カナン子育てプラザ21、のぞみこども園）、地域型保育事業所1か所（ポエム保育園）、企業主導型保育事業所1か所（わくわくチャイルド）となっています。

(単位：人)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保育所利用者	278	274	263	270	257
幼稚園利用者	638	541	499	464	417
認定こども園利用者	257	252	256	247	254

資料：子ども課・教育総務課（各年4月1日時点）

③ 小学校・中学校

本市は公立小学校が8校（中央小学校、東部小学校、西部小学校、南部小学校、竜川小学校、与北小学校、筆岡小学校、吉原小学校）、公立中学校が2校（東中学校、西中学校）設置されています。

(単位：人)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校児童	1,576	1,563	1,528	1,487	1,427
中学校児童	692	707	714	707	703

資料：教育総務課（各年5月1日時点）

(3) 高齢者の状況

① 前期高齢者数・後期高齢者数

前期高齢者数（65歳～74歳人口）は減少傾向である一方、後期高齢者（75歳以上人口）は増加が続き、この状態がしばらく続くと推計しています。（単位：人）

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
前期高齢者	4,797	4,856	4,675	4,378	4,054
後期高齢者	5,089	5,020	5,191	5,432	5,667

資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

② 介護度別認定者数

介護保険の要介護・要支援認定者数や認定率は、ゆるやかに増加しています。

（単位：人）

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
支援1	330	348	350	378	384
支援2	283	284	271	290	265
介護1	310	354	355	351	368
介護2	188	170	182	176	191
介護3	201	182	199	180	197
介護4	191	173	177	176	171
介護5	114	99	95	90	95
計	1,627	1,617	1,610	1,629	1,641

資料：高齢者課（各年4月1日時点）

③ 高齢者世帯の状況

高齢者世帯の状況では、5年前との比較で高齢者夫婦世帯は3.0%、高齢者単身世帯は16.0%増加し、一般世帯に占める割合は、特に高齢者単身世帯の割合が増加しています。

（単位：人）

区 分	平成27年		令和2年	
区 分	世帯数	一般世帯に占める割合	世帯数	一般世帯に占める割合
高齢夫婦世帯	1,751	13.6%	1,803	13.8%
高齢者単身世帯	1,599	12.4%	1,855	14.2%

資料：国勢調査

(4)障がい者の状況

① 身体障がい者数

令和6年度の身体障がい者数（身体障害者手帳交付者数）を等級別でみると、1級374人（33.1％）が最も多く、4級153人（13.5％）を合わせた重度者の割合は、全体の46.7％を占めています。

（単位：人）

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1 級	435	423	414	382	374
2 級	169	173	172	161	153
3 級	222	214	208	186	165
4 級	352	338	325	308	289
5 級	71	69	67	60	58
6 級	83	82	85	89	90
計	1,332	1,299	1,271	1,186	1,129

資料：社会福祉課（令和6年度は10月末時点）

② 知的障がい者数

知的障がい者（療育手帳交付者数）を等級別でみると、Aが減少傾向となっています。

（単位：人）

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①	59	56	58	55	53
A	48	50	51	53	42
計	107	106	109	108	95
②	63	63	63	67	61
B	111	121	124	131	130
計	174	184	187	198	191

資料：社会福祉課（令和6年度は10月末時点）

③ 精神障がい者数

精神障がい者数（精神障害者保健福祉手帳交付者数）をみると、増加傾向となっており、令和2年度（220人）から令和6年度（270人）までで50人増加しています。

（単位：人）

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1 級	16	16	18	17	15
2 級	126	137	148	153	151
3 級	78	90	99	101	104
計	220	243	265	271	270

資料：社会福祉課（令和6年度は10月末時点）

(5)生活保護世帯の状況

生活保護の状況をみると、令和6年度では、被保護世帯数が281世帯、被保護者数は340人と、どちらも減少傾向となっています。

① 被保護世帯

(単位：世帯)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
被保護世帯数	310	298	289	282	281
生活扶助	273	259	252	247	245
住宅扶助	245	237	233	225	221
教育扶助	18	14	13	10	6
医療扶助	279	274	269	261	256
介護扶助	51	62	65	62	58

資料：社会福祉課（令和6年度は10月末時点）

② 被保護者数

(単位：人)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
被保護世帯数	420	388	376	359	340
生活扶助	374	341	329	316	295
住宅扶助	338	315	306	293	269
教育扶助	29	22	20	15	6
医療扶助	348	342	339	327	309
出産扶助	2	0	1	0	0
生業扶助	148	126	100	106	35
葬祭扶助	5	4	3	6	2
介護扶助	52	65	68	65	60

資料：社会福祉課（令和6年度は10月末時点）

※各年平均値（ただし、出産・生業・葬祭扶助は累計値）

2 第3次計画の評価

I. 地域住民を中心とした小地域福祉活動の活性化（地域の支え合いの強化）

施策の方針	1. ご近所（自治会）での支え合いの推進(★)
担当課	自治防災課、秘書広報課
【現状】自治会活動報告など取組みの状況を広報誌へ掲載し、自治会活動への参加促進を図りました。	
【課題】自治会加入率の低下。	
担当課	高齢者課
【現状】生活支援サービスの体制整備に向けて、定期的な情報の共有・連携強化の場として「善通寺市生活支援・介護予防サービス協議体」を開催し、日常生活上の生活支援体制・強化、地域課題の把握、高齢者の社会参加の推進を一体的に図りました。	
【課題】情報共有・連携強化、高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図るため、善通寺市生活支援・介護予防サービス協議体を定期的に開催し、地域のニーズ把握と課題解決、生活支援の担い手の養成等に努めなければなりません。	
担当課	社会福祉課
【現状】地区の支え手となる支援者の養成に向けて、市社会福祉協議会へ財政的支援を行っています。	
【課題】さらなる充実に向けて、財源確保が必要。	

施策の方針	2. 地域の見守り体制の強化
担当課	高齢者課
【現状】生活支援コーディネーターを中心に、善通寺市生活支援・介護予防サービス協議体を開催し、定期的な情報の共有・連携強化、地域課題や課題に対するサービス等について協議を行い、地域の支え合いや生活支援等サービスの提供体制構築に取り組みました。また、模擬訓練や研修会の実施により、高齢者等見守り・SOS ネットワーク「見守ってねっと」事業の推進を図りました。	
【課題】地域課題の把握、生活支援等サービスの充実、生活支援の担い手の養成など生活支援体制の構築、見守りサポーターや協力事業者の登録数の増加	
担当課	こども課
【現状】健康推進員による「赤ちゃんおめでとうバック」の配布を通して、地域と子育て家庭の顔の見える関係づくりを行い、子育て家庭の社会的孤立解消に努めています。	
【課題】母子の健康状態や養育環境等、訪問によって把握した情報を、必要に応じて子ども課に繋いでもらい支援に繋がるような体制整備。	
担当課	社会福祉課

【現状】地域福祉計画推進事業の1つとして、地区支え合い会議実施支援のための財政的支援を行っています。
【課題】特になし。

施策の方針	3. 地域の福祉活動の充実
担当課	自治防災課
【現状】地域提案型事業補助金による地域の課題解決に向けた活動の支援や、各公民館に自治会加入促進啓発ポスターの掲示、転入者へ自治会加入促進啓発ポスターの配布などを行いました。	
【課題】自治会活動に対する住民意識の向上。	
担当課	高齢者課
【現状】市老人クラブ連合会、8地区老人クラブに対し補助金を支出し、財政的支援を行いました。	
【課題】特になし。	
担当課	保健課
【現状】各地区健康推進員及び食生活改善推進員に対して、健康的な生活を送るための情報提供や研修会等の開催。また、地域住民へ広めることができるよう支援を行っています。	
【課題】研修会等の参加者の固定化。	
担当課	子ども課
【現状】主任児童委員連絡協議会定例会に市職員が出席し、必要な情報を共有し連携を図っています。	
【課題】日頃からの連携強化、主任児童委員との更なる信頼関係の構築。	
担当課	社会福祉課
【現状】市職員が、毎月の地区民生委員児童委員協議会の定例会へ出席し、民生委員・児童委員活動の情報共有を行っています。また、地区民生委員児童委員協議会の活動費として、市から直接補助金を交付し活動をサポートしています。	
【課題】特になし。	

施策の方針	4. 地域福祉の拠点づくり(★)
担当課	生涯学習課
【現状】子ども食堂、給食サービス、連絡調整の場など、市民の地域福祉活動の拠点として利用することができています。	
【課題】地区公民館の情報発信や拠点機能の向上などについて、取り組みの余地があります。	
担当課	政策課
【現状】民間団体と連携し、定期的に空き家相談会を開催する等、空き家バンクの登録を増やす取り組みを実施しました。	
【課題】将来的に空き家になる可能性が高い物件を所有している方への危機意識の高揚。	

担当課	高齢者課
【現状】	地域支え合いセンター「ここ家」の事業の啓発や広報に努めました。
【課題】	特になし。

Ⅱ. 地域福祉活動推進のネットワークの場づくり（官民協働の重層的な地域福祉ネットワークの構築）

施策の方針	1. 各圏域（単位自治会、小学校区、市全域、中讃圏域、県圏域）ごとに住民、専門職、当事者を含めたネットワークづくり
担当課	高齢者課
【現状】	定期的に地域ケア個別会議を開催し、個別課題の解決や地域課題の把握のために、行政、医師等の専門職、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護サービス事業所等と協議を行いました。
【課題】	地域ケア個別会議の実施回数の増加及び効果的な支援の方法の検討。
担当課	社会福祉課
【現状】	関係各課と連携し課題解決に向けての支援に取り組んでいます。令和6年度からは重層的支援体制への移行準備事業の一環として、複雑な問題を抱えている事例について、適宜プロジェクト会議を開催しています。
【課題】	複雑な問題を抱えているケース対応についての連携体制の構築と各ケースに応じた対応方法の検討。
担当課	子ども課
【現状】	母子保健事業だけでなく、様々な機会を捉えて実情把握に努め、関係機関と連携し課題解決に向けた支援に取り組んでいます。
【課題】	関係機関のネットワーク強化。

施策の方針	2. 関係機関、団体、社会福祉施設、当事者等との協働の促進
担当課	社会福祉課
【現状】	障がい者部門では、周辺の2市3町の担当で構成される中讃西部圏域障害者担当者会議、および中讃西部圏域自立支援協議会を組織しており、市町間で施策情報の提供や市町間の連絡調整を行うためのネットワークを構築しています。
【課題】	特になし。

施策の方針	3. 地域福祉コーディネート機能を担う人材づくり
担当課	高齢者課
【現状】	生活支援サービスの体制整備に向けて、生活支援コーディネーターを中心に定期的な情報共有・連携強化の場として「善通寺市生活支援・介護予防サービス協議体」を開催しました。
【課題】	地域のニーズ把握と課題解決に向けた生活支援の担い手の養成。

担当課	社会福祉課
【現状】市社会福祉協議会への財政的支援により推進を図っています。	
【課題】福祉業界の人材不足、近年の物価高騰に伴う人件費の上昇。	

施策の方針	4. 多業種多職種のネットワーク化
担当課	社会福祉課
【現状】定期的に2市3町で組織する自立支援協議会を開催しています。なお、協議会は広域で行われているほか、県の自立支援協議会を中心とした県下全域の横のつながりもあり、情報共有が常に図られています。	
【課題】協議会の継続、地域課題の精査。	
担当課	高齢者課
【現状】家族介護教室や介護支援専門員連絡会などで消費者被害防止の研修会を開催し、消費者被害防止を推進しました。また、事業の周知や訓練・研修会の実施により、高齢者等見守り・SOS ネットワーク「見守ってねっと」事業の推進を図りました。	
【課題】見守りサポーターや協力事業者の登録数の増加	
担当課	保健課
【現状】医師会・歯科医師会・薬剤師会等関係機関、要支援者に対して関係各課及び関係機関との連携、地域連携会議等の情報共有を行いました。	
【課題】関係各課及び関係機関の取組情報に関する情報共有、連携体制の強化。	
担当課	子ども課
【現状】医療的ケアを必要とする児童への支援について、個別対応だけでなく、担当保健師・助産師・コーディネーターを中心に関係機関との調整を行っています。	
【課題】医療的ケア児受け入れガイドラインの策定。	

Ⅲ. 福祉の文化や意識を育む地域づくり、福祉活動の担い手（共感者、参加者）づくり

施策の方針	1. 福祉教育の充実
担当課	高齢者課
【現状】「善通寺市高齢者等見守り・SOS ネットワーク「見守ってねっと」事業において、訓練、研修会を実施し、認知症への正しい理解を深めるとともに、地域住民の主体的な福祉活動への参加を促しました。	
【課題】見守りサポーターや協力事業者の登録数の増加。	
担当課	社会福祉課
【現状】障がい者に対する理解を深めることを目的とした講演会は実施できていませんが、市が主催する一部の講演会において手話通訳や要約筆記を取り入れました。	
【課題】日常業務多忙により、現在の人員体制での実施が困難。	
担当課	生涯学習課

【現状】各地区で体育振興会が行う自主的な地域活動を推進するために補助金を交付し、子どもから高齢者まで楽しめるウォーキングやハイキング、スポーツ用具の整備などに活用いただいております。世代を超えて地域の交流を深めるとともに、福祉教育の基礎となる、地域での見守りの目を育むことに寄与しています。	
【課題】特になし。	
担当課	教育総務課
【現状】市内8小学校、2中学校すべてにおいて令和5年度、令和6年度の2年間の間に、総合的な学習の時間や道徳、特別活動、社会科等において認知症や障がい者理解等福祉をテーマにした学習に取り組んでいます。具体例としては、バリアフリーについての調べ学習、疑似体験、パラリンピック出場選手を招いての講演会等です。また、善通寺市社会福祉協議会より疑似体験用の教具等を借用したり、外部団体を招いた体験活動に取り組んだりしている学校もあります。	
【課題】疑似体験等の体験活動を多く取り入れているが、体験活動だけでは、不便さや大変さだけを認識して終わることになりかねないので、十分な振り返りや他教科との横断的な学習を行わなければならない。福祉教育では、「くらしは他者との関わりで成り立っていること」や「ともに生きる力を育むこと」を児童生徒に伝え、振り返りを行うことで意識改革を促す、息の長い活動としていくことが大切である。	

施策の方針	2. 地域福祉の担い手・リーダーの育成(★)
担当課	高齢者課
【現状】市老人クラブ連合会等への財政的支援や事業の周知により、友愛訪問等の老人クラブ活動の充実を支援した。介護予防やボランティアに興味がある方を対象に「介護予防サポーター養成講座」や「介護予防サポーターステップアップ研修」を開催するとともに、介護予防サポーターの活躍の場（一人暮らしの高齢者宅への見守り訪問や介護予防教室のサポート）を提供し、地域福祉の担い手の育成に努めました。	
【課題】老人クラブ会員数の増加、介護予防サポーターの活動者数および若年層の登録者の増加。	
担当課	社会福祉課
【現状】市社会福祉協議会に、地域福祉活動で中心的な役割を担うリーダーやキーパーソン等を育成するよう業務委託を行っています。また、市からは直接、各種ボランティア団体、特に障がい者団体への補助金等により支援を行っています。	
【課題】特になし。	

施策の方針	3. 様々な年代が活動できる環境づくり
担当課	高齢者課
【現状】認知症を知り、地域をつくる活動の一環として認知症サポーター養成講座を実施しました。市民、高校生、市内の企業等で講座を開催することで認知症についての正しい理解が広がっています。また、介護している家族等に対して、適切な介護知識・技術の習得、介護者同士での意見交換やリフレッシュが図られるように家族介護教室を定期的に開催し、介護者への支援を行いました。	
【課題】認知症サポーター養成講座の新規受講者の開拓とサポーターの活動の場の確保、介護者同士の交流の充実。	
担当課	社会福祉課
【現状】精神障害者居場所づくり事業（ふれあいポート善通寺）で、市内在住の精神障害者保健福祉手帳保持者や通院している者、また家族に対して、つどいの場を提供し、お互いの不安や悩みを話し合い共有し、よりよい人間関係を築けるようにしています。	
【課題】手帳等を取得せず、病院もつかずに引きこもっている人がいる人の繋ぎ。	
担当課	生涯学習会
【現状】初心者スポーツ教室はソフトテニス・少林寺拳法・空手道・柔道・剣道・レスリングを実施したり、いきいきときめき大学・寿大学・婦人中央学級を開催したりしました。	
【課題】いきいきときめき大学・寿大学・婦人中央学級は統合・継続。	

Ⅳ. 地域共生社会の実現に向けた基盤整備

施策の方針	1. 福祉サービスの利用のしやすさと福祉サービスの質の向上
担当課	秘書広報課
【現状】令和4年1月に新庁舎開庁となったことから、同年4月に「暮らしの便利帳」改訂版第3版を発行しました。改訂版については、市民課へ設置し、主に転入者の転入手続き時に配布していると同時に、総合案内へも設置し希望者へ配布しています。他の市民への周知については、ホームページに掲載してお知らせをしています。	
【課題】暮らしの便利帳の記載内容に変更が生じた際、特に市民生活に直結するような事業変更や制度改革時には当冊子も修正発行しなければならない。本来であれば、すぐさま修正し市民へ周知すべきものであるが、1冊50ページの冊子であるため印刷費が高額になり発行回数に制限がかかること。	
担当課	子ども課
【現状】NP0 法人の協力のもと、本市の子育て支援情報を掲載した「子育て応援 MAP」を毎年度更新し配布しています。また、令和5年8月に電子母子手帳アプリをリニューアルし、アプリ内からマタニティ教室など各種教室の予約ができるようになりました。令和6年12月現在291名が登録しています。	

【課題】 マタニティ教室など各種教室について、アプリからの受付と電話による受付の両方を行っています。	
担当課	高齢者課
【現状】 高齢者の相談窓口や介護保険制度の情報を市ホームページに掲載しました。改訂版「在宅医療・介護・認知症情報マップ」を作成し、窓口や関係機関をとおして配付した。また、パンフレット、広報、市ホームページによる介護サービス等の情報提供のほか、直接地域に出向き介護予防の普及啓発を行いました。	
【課題】 認知症の相談窓口について、引き続き広く普及啓発が必要。	

施策の方針	2. 総合相談、生活支援の体制づくり
担当課	社会福祉課
【現状】 毎月開催される市民生委員児童委員協議会理事会へ出席し、活動についての情報共有を行うなど、密な連携体制の構築に取り組んでいます。また、地区民生委員児童委員協議会の定例会にも市職員が出席し、活動について情報共有を行い、市と社協、民生委員・児童委員との連携体制の構築に取り組んでいます。更に、民生委員等に対して活動費の支援を行っています。	
【課題】 高齢化等による新たな民生委員のなり手不足。	
担当課	高齢者課
【現状】 高齢者の総合相談窓口として、地域住民や民生委員等の関係機関への周知・啓発に努め、相談内容に応じて、各関係機関につないだり連携したり対応を行いました。	
【課題】 地域住民や民生委員等の関係機関とのさらなる連携強化。	
担当課	子ども課
【現状】 NP0 法人協力のもと、本市の子育て支援情報を掲載した「子育て応援 MAP」を毎年度更新し配布しています。また、令和5年8月に電子母子手帳アプリをリニューアルし、アプリ内からマタニティ教室など各種教室の予約ができるようになりました。令和6年12月現在291名が登録しています。	
【課題】 マタニティ教室など各種教室について、アプリからの受付と電話による受付の両方を行っています。	

施策の方針	3. 地域包括ケア体制の充実
担当課	高齢者課
【現状】 高齢者等が行方不明になったときの SOS ネットワーク「見守ってねっと」、生活支援サポーターや協力事業所の見守り、高齢者総合台帳の整備、生活支援サービス体制の構築、在宅医療・介護連携や地域ケア会議の推進などを掲げ、地域包括ケア体制の深化・推進を目指した事業に取り組みました。	
【課題】 関係機関や地域住民と連携し、地域において重層的に高齢者を支え合い助け合える体制づくりの推進。	

担当課	社会福祉課
【現状】 自立支援協議会に下部組織である精神保健福祉部会において、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム（通称「にも包括」）についての協議を進めています。	
【課題】 地域包括支援センターとの連携、地域課題の洗い出しと解決に向けての検討	

施策の方針	4. 包括的な支援体制の基盤整備(★)
担当課	社会福祉課
【現状】 「こころの相談」をはじめ、障がい者相談員を設置している。また複雑で重要な案件は、市社会福祉協議会やケースに該当する関係各課と連携し、支援会議を開くなどして課題解決に努めています。	
【課題】 複数の困難な課題を抱えている生活困窮世帯等への支援体制の構築。	

施策の方針	5. 生活困窮者の自立支援
担当課	社会福祉課
【現状】 市社会福祉協議会へ委託をしている自立相談支援事業について、重要案件は市と支援調整会議を開催し、必要に応じて関係する専門職の人にも加わってもらうなどして、相談支援を行っています。また、生活困窮者の就労支援については、令和5年度までは社会福祉課内に就労支援員を配置し、窓口や電話での相談支援を行ったり、ハローワークと連携をとり支援にあたったりしていましたが、令和6年度からはケースワーカーがそれらの対応を行っています。	
【課題】 特になし。	

施策の方針	6. 権利擁護の推進
担当課	高齢者課
【現状】 高齢者虐待については、関係機関等への啓発活動や相談・対応体制整備のためマニュアルの改訂や専門機関との連携強化を図りました。また、成年後見制度の利用促進については、国が策定している第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき中核機関が中心となり、引き続き「協議会」を開催し権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図りました。さらに市民後見人の育成・活動支援などの人材育成にも取り組みました。	
【課題】 高齢者部局と障害者部局、社会福祉協議会、専門職団体との連携強化。	
担当課	社会福祉課
【現状】 障がい部門を中心に相談業務や啓発活動を行っています。その際に、担当部署での対応が困難な場合は、専門機関と連携をとりながら対応しています。	
【課題】 高齢者部門や市社会福祉協議会のほか専門職団体との連携。	
担当課	子ども課

【現状】	11月の児童虐待防止推進月間に、市庁舎への懸垂幕の掲示、旧善通寺偕行社のオレンジライトアップ、啓発用グッズの配布など、市民の児童虐待に対する関心と虐待防止の意識醸成を図っています。
【課題】	県西部子ども相談センター、県子ども女性相談センター、県中讃保健福祉事務所、丸亀警察署、教育委員会等関係機関との連携強化。

施策の方針	7. 防災活動の推進(★)
担当課	自治防災課
【現状】	防災講演会をはじめ、自主防災会合同防災訓練、8地区の自治会・自主防災会・民生委員など関係機関へ避難行動要支援名簿の取扱いの周知会を実施しました。
【課題】	地域の防災意識の醸成、訓練や防災講演会への参加意識の高揚、更なる官民連携。
担当課	高齢者課
【現状】	災害等の緊急時における避難行動について支援が必要と認められる高齢者等の「災害時避難行動支援者名簿」を基に、「個別計画」の作成に努めました。また、令和4年度に導入した「地域福祉支援システム」を用いて「個別計画」のデータ管理を行い、避難支援体制の整備を推進しました。更に、本人の同意を得た方について、地域の自主防災組織と情報共有し、平常時からの見守りや緊急時の避難支援に備えました。
【課題】	支援の必要な高齢者等の情報把握、避難支援等に携わる関係者と情報共有、支援体制の充実。
担当課	社会福祉課
【現状】	近隣の市町で開催される災害ボランティアについての研修への参加や自治防災課主催による要支援者名簿の取扱いについての地元関係者への説明会に同席しました。
【課題】	南海トラフ地震のような大規模災害が実際に発生した時に備え、迅速な対応ができるような取り組みや、災害発生後に予想される被災者からの要望などのニーズの把握、避難所における要配慮者への合理的配慮についての検討。

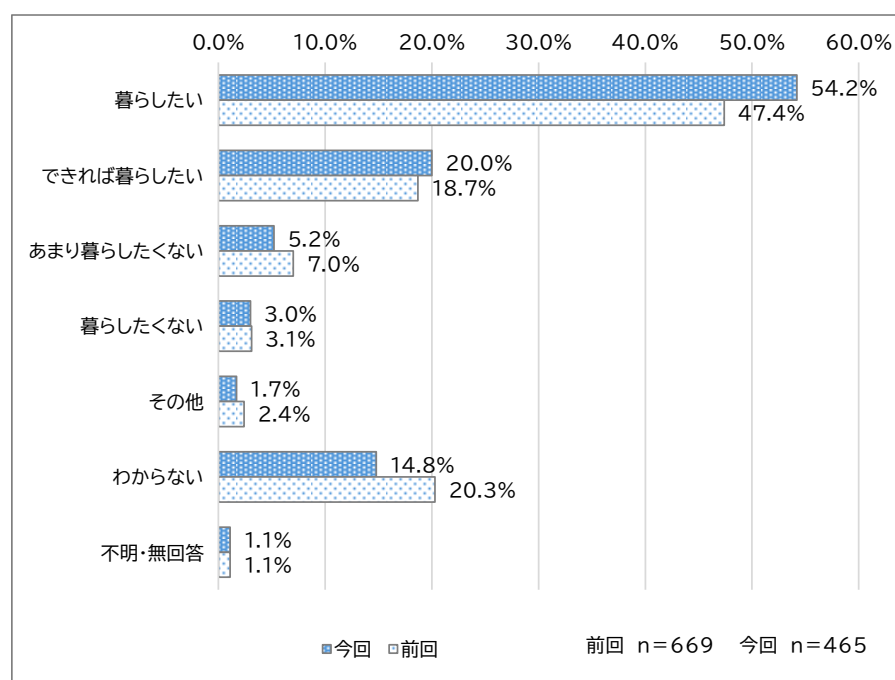
3 市民アンケート調査の状況

(1) 調査結果（抜粋）

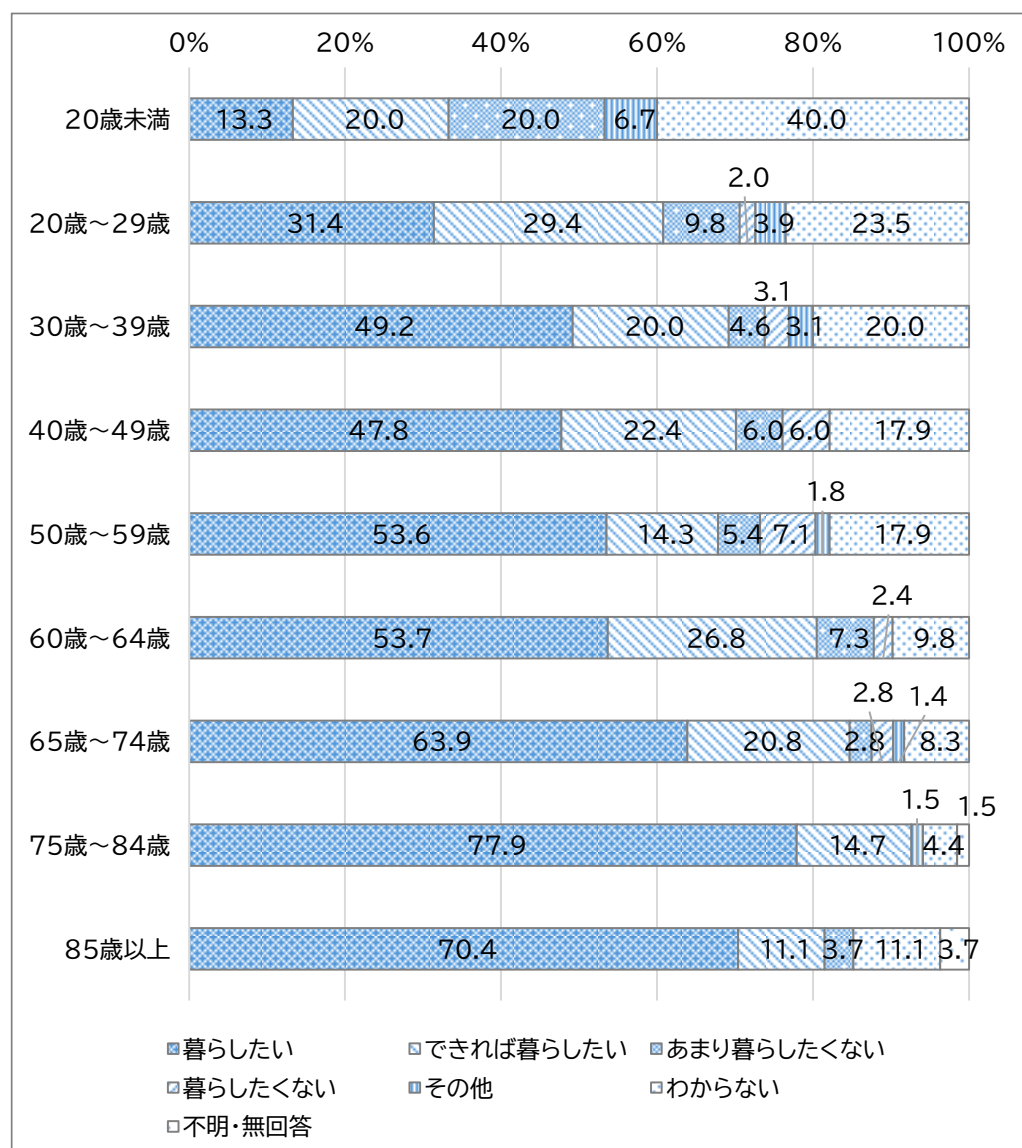
■ 現在お住まいの地区に、住み続けたいと思いますか。【単数回答】

継続居住の希望は、「暮らしたい」が54.2%で最も高く、次いで「できれば暮らしたい」が20.0%、「わからない」が14.8%となっています。

前回調査と比較すると、「暮らしたい」が6.8ポイント高くなっています。



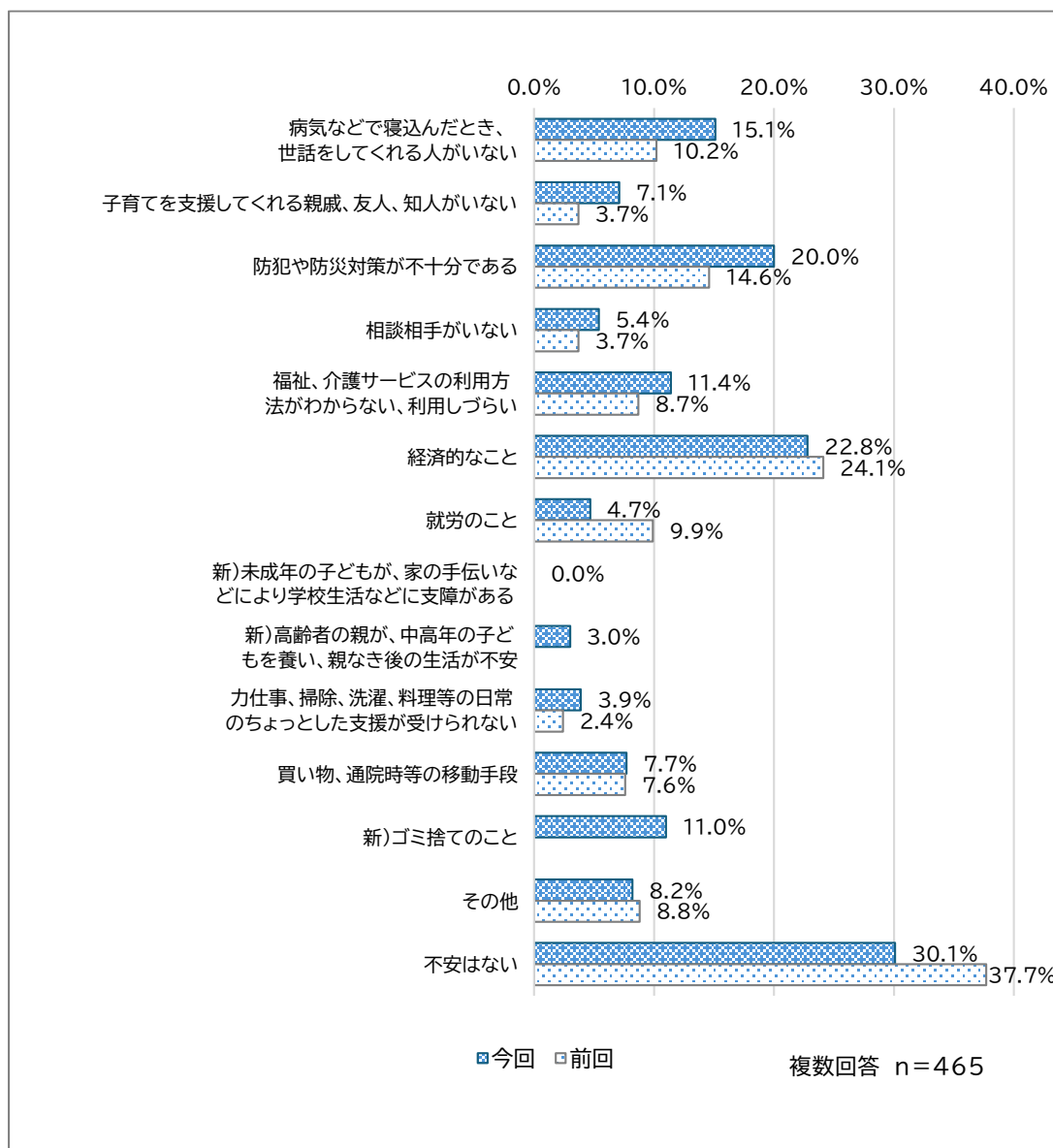
また、年代別に見ると、年齢が上がるほど「暮らしたい」の割合が高くなっており、20歳未満では「暮らしたい」と「できれば暮らしたい」を合わせても33.3%と非常に低い割合になっています。



■ あなたが日常生活で困っていること、不安なことは何ですか。【複数回答】

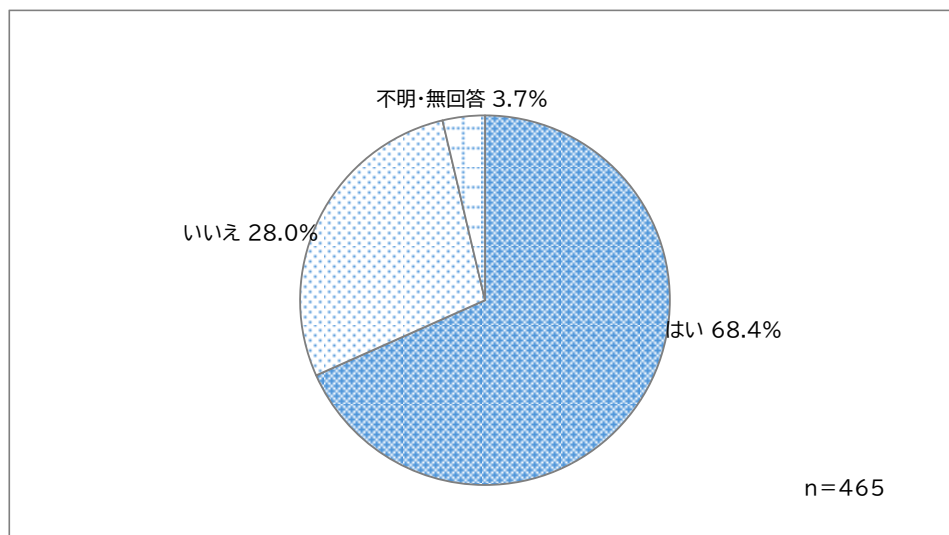
日常生活で困っていることは、「不安はない」が30.1%で最も高く、次いで「経済的なこと」が22.8%、「防犯や防災対策が不十分である」が20.0%、「病気などで寝込んだとき、世話をしてくれる人がいない」が15.1%となっています。

また、前回との比較では、「不安はない」が7.6ポイント低くなっており、「防犯や防災対策が不十分である」が5.4ポイント、「病気などで寝込んだとき、世話をしてくれる人がいない」が4.9ポイント高くなっています。

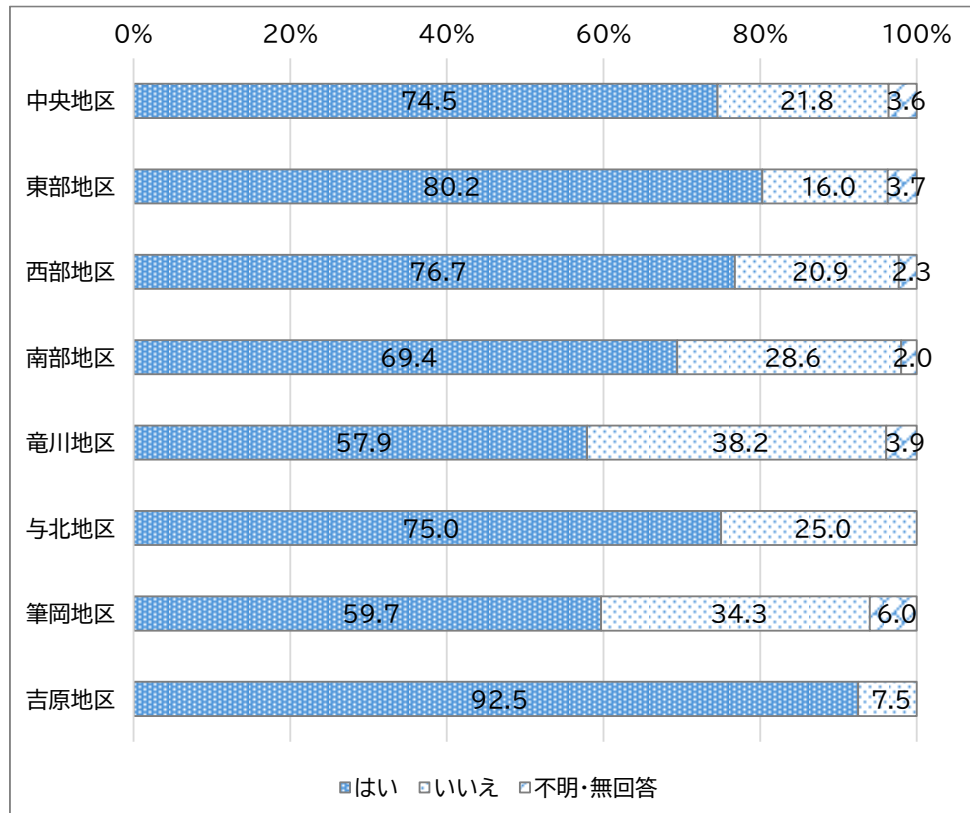


■現在、あなたの世帯は自治会に加入していますか【単数回答】

自治会に加入しているかは、「はい」が68.4%、「いいえ」が28.0%で、加入している割合が高くなっています。

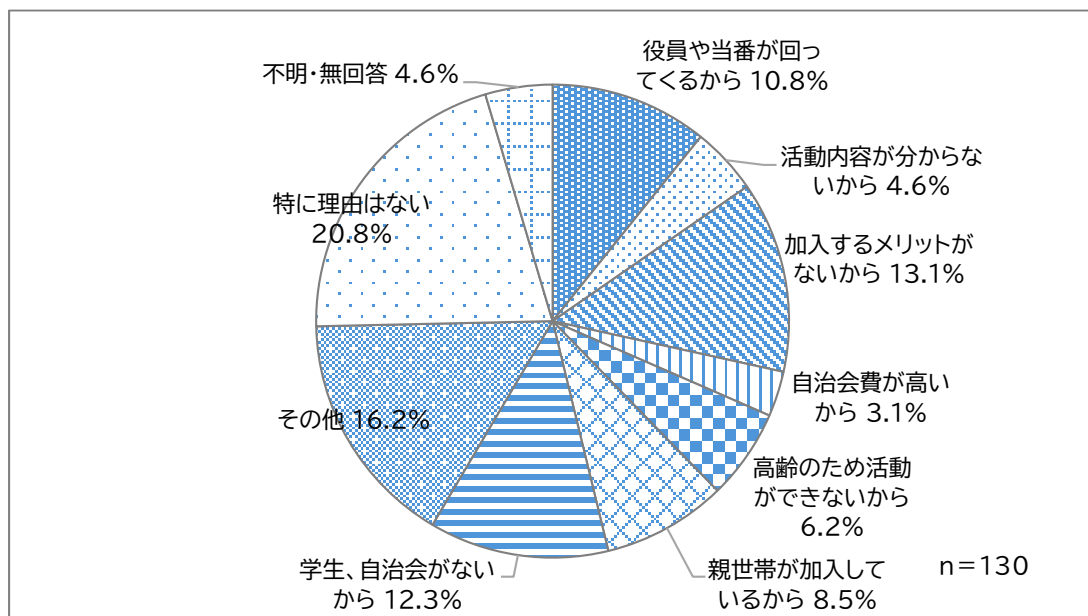


また、地区別では、吉原地区の加入割合が最も高く、次いで東部地区の80.2%、西部地区の76.7%となっていますが、竜川地区では、約4割の方が自治会に加入していないなど、全体的にも加入割合が低くなっています。



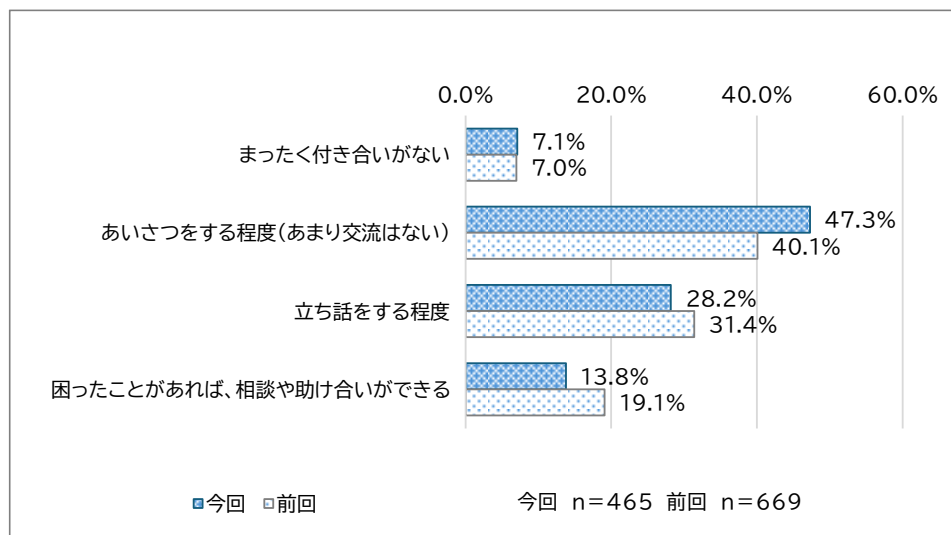
■自治会に加入していない最も大きな理由は何ですか。【単数回答】

自治会に加入していない理由は、「特に理由はない」が20.8%で最も高く、次いで「その他」が16.2%、「加入するメリットがないから」が13.1%、「学生、自治会がないから」が12.3%となっています。

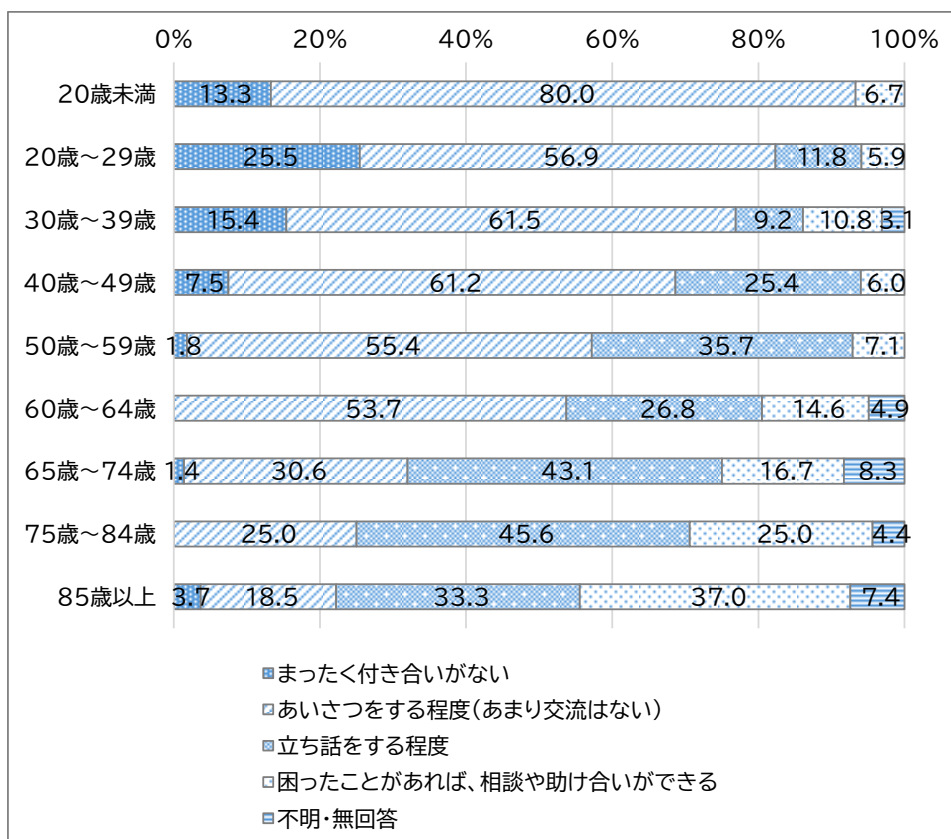


■日頃、どのような近所付き合いをしていますか。【単数回答】

日頃の近所付き合いの状況は、「あいさつをする程度(あまり交流はない)」が47.3%で最も高く、次いで「立ち話をする程度」が28.2%、「困ったことがあれば、相談や助け合いができる」が13.8%となっています。

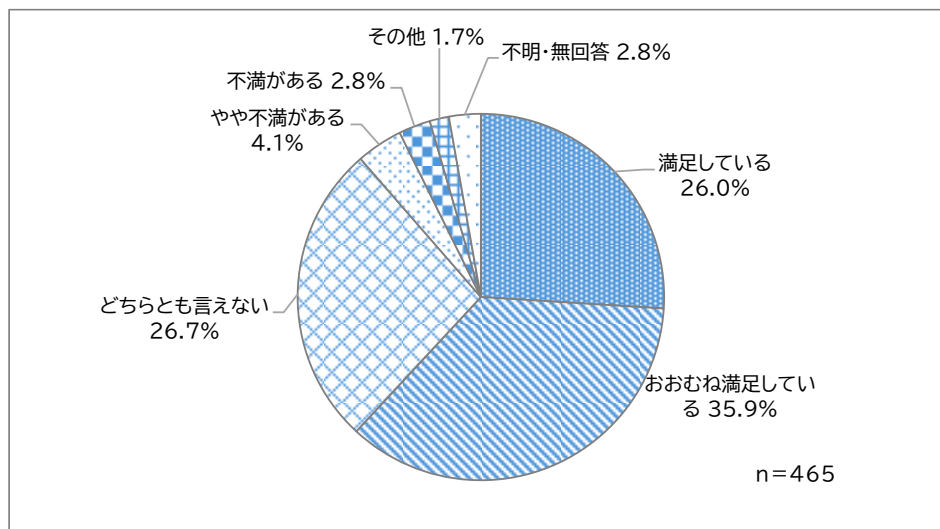


また、年代別では、「まったく付き合いがない」が20歳～29歳で25.5%と最も高くなっています。

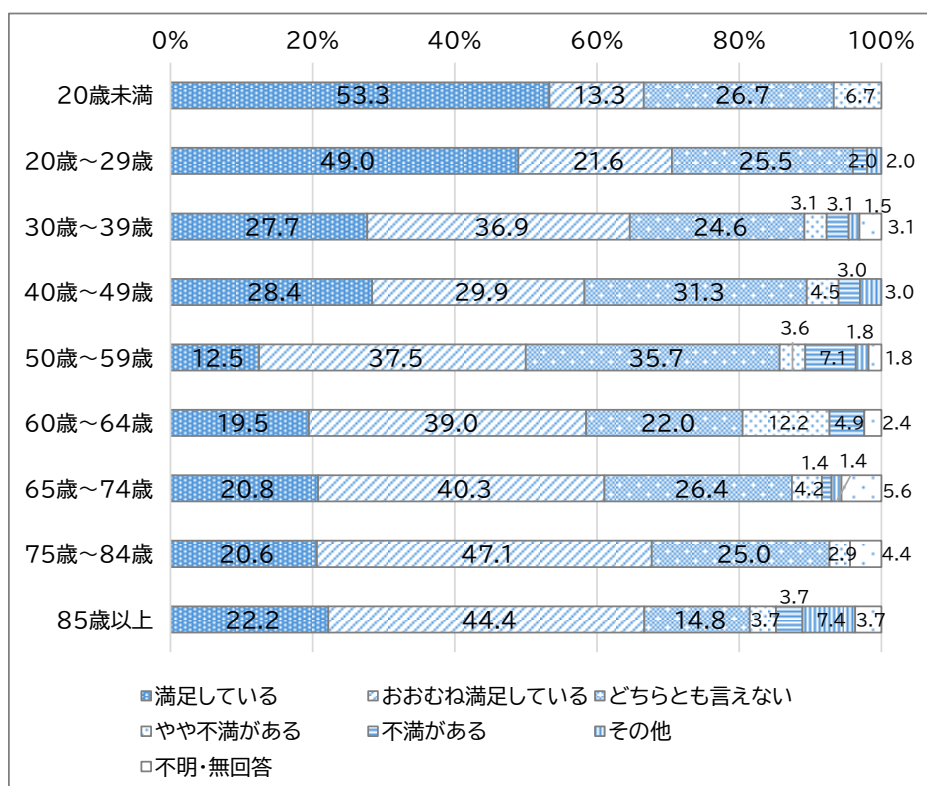


■現在の近所付き合いに、満足していますか。【単数回答】

近所付き合いの満足度は、「おおむね満足している」が35.9%で最も高く、次いで「どちらとも言えない」が26.7%、「満足している」が26.0%となっています。近所付き合いが少なくても、過半数以上が満足している状態にあると言えます。



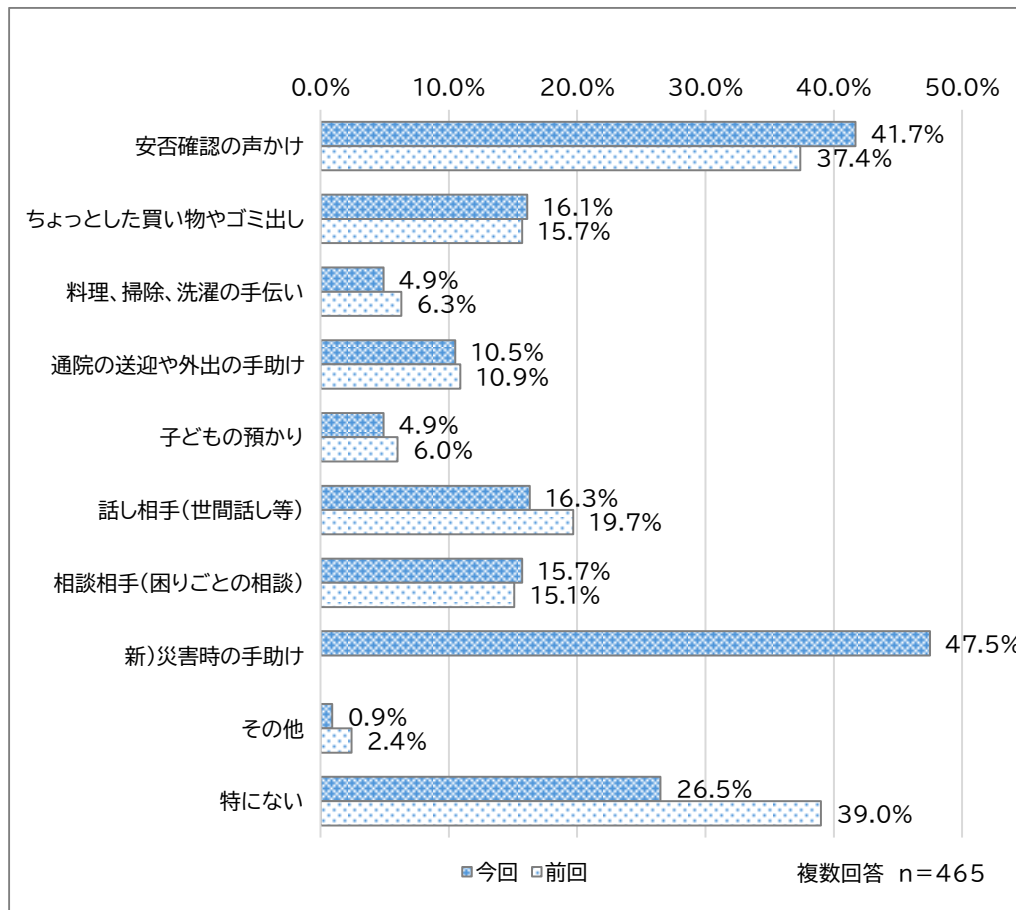
また、年代別では、「満足している」が20歳未満で53.3%、20歳～29歳で49.0%となっており、近所づきあいをほとんどしないと答えた世代の「満足している」の割合が非常に高くなっています。



■もし日常生活が不自由になった場合、近所の人に手助けしてほしいと思うことは何ですか。

【複数回答】

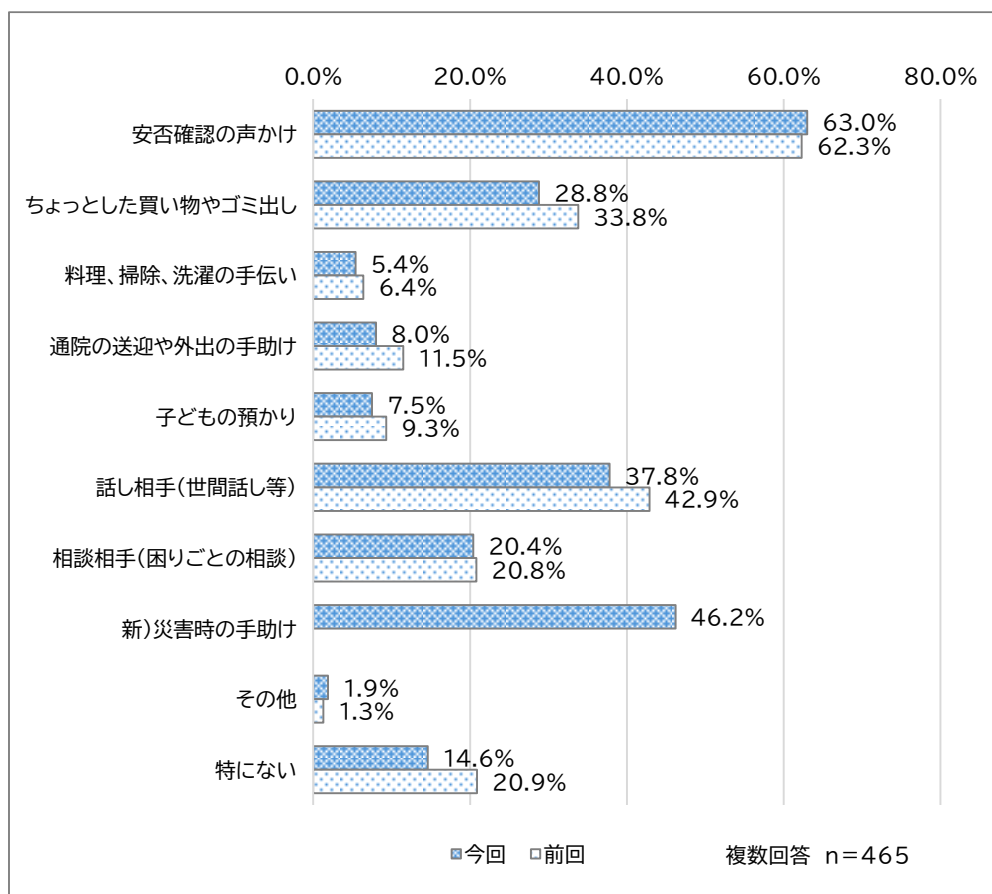
近所の人に手助けしてほしいと思うことは、新しく項目に加えた「災害時の手助け」が47.5%で最も高く、次いで「安否確認の声かけ」が41.7%、「特にない」が26.5%、「話し相手（世間話し等）」が16.3%となっています。



■もし近くで困っている世帯があった場合、あなたが手助けを行えることは何ですか。

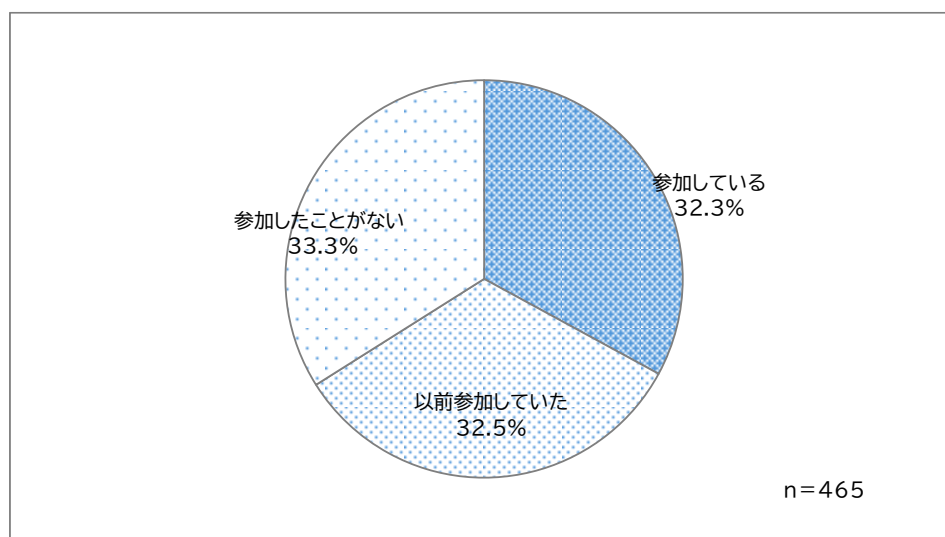
【複数回答】

手助けを行えることは、「安否確認の声かけ」が63.0%で最も高く、次いで新しく項目に加えた「災害時の手助け」が46.2%、「話し相手（世間話し等）」が37.8%、「ちょっとした買い物やゴミ出し」が28.8%となっています。手助けしてほしいと思うことと手助けを行えることでは、どちらも「安否確認の声かけ」と「災害時の手助け」が高くなっており、必要な手助けが行える状態にあると言えます。

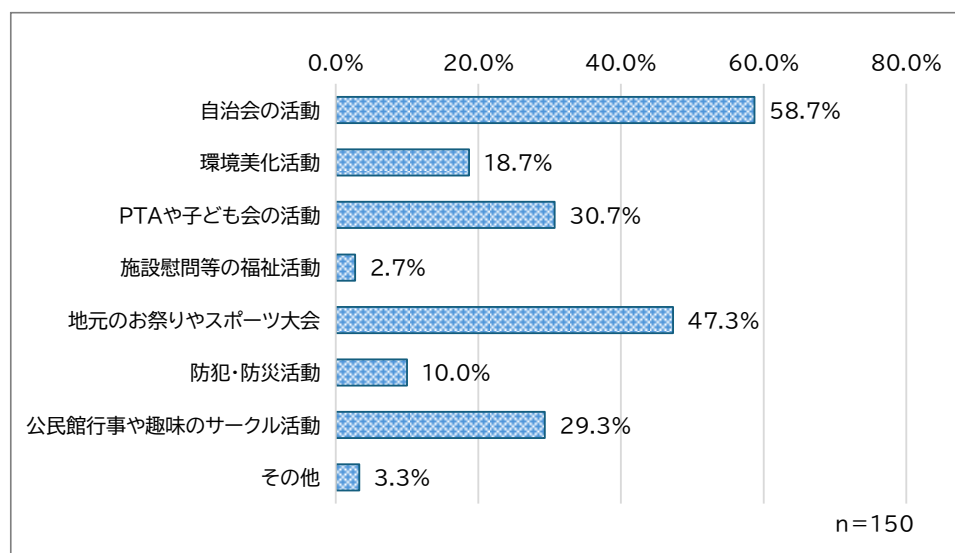


■あなたは地域活動（PTA、子ども会活動、公民館まつりなど地域の行事、防犯、防災 に関する活動など）に参加していますか。【単数回答】

地域活動への参加状況は、「参加したことがない」が 33.3%で最も高く、次いで「以前参加していた」が 32.5%、「参加している」が 32.3%となっておりますが、ほとんど差がありません。



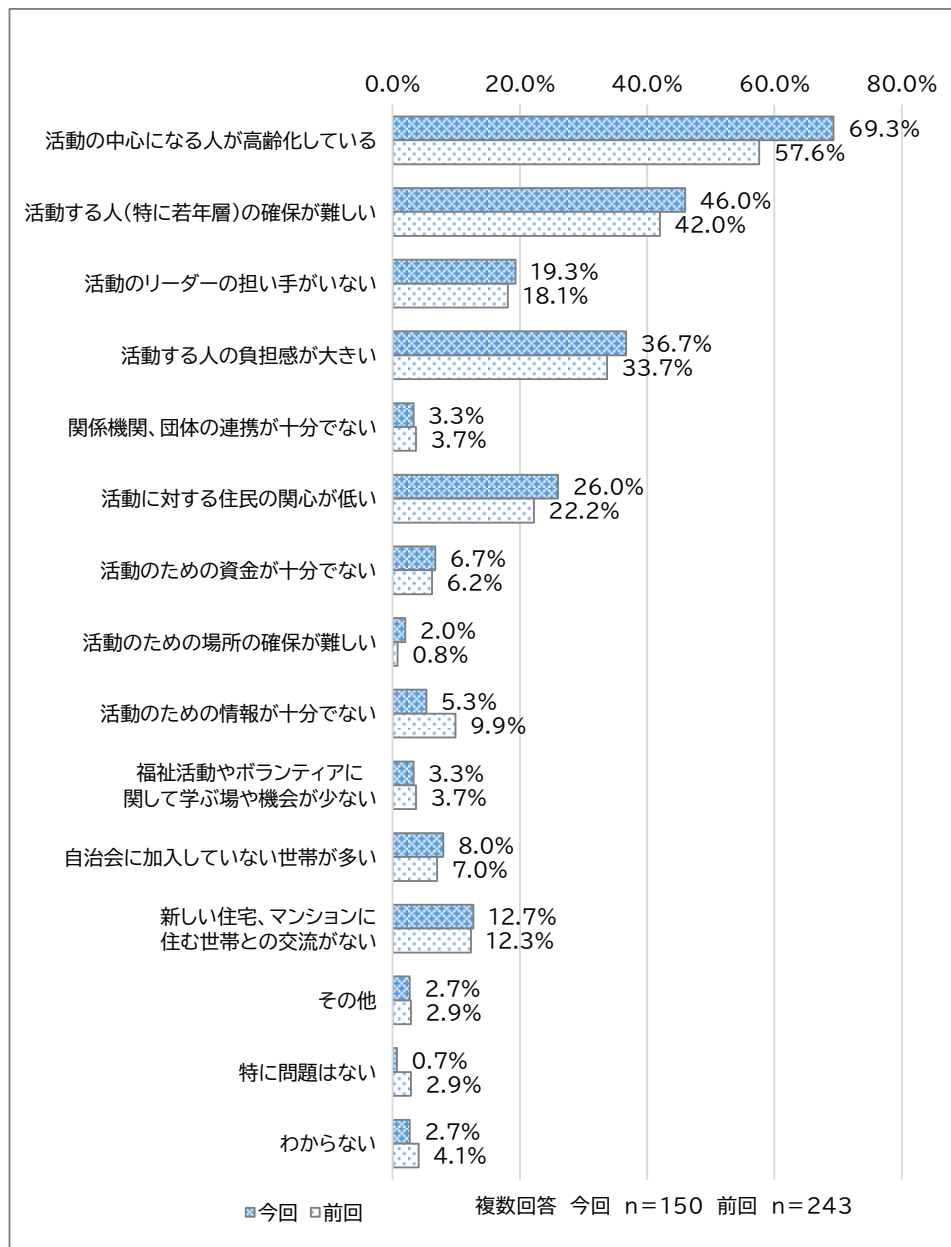
地域活動の種類は、「自治会の活動」が 58.7%で最も高く、次いで「地元のお祭りやスポーツ大会」が 47.3%、「PTAや子ども会の活動」が 30.7%、「公民館行事や趣味のサークル活動」が 29.3%となっています。



■地域活動をするうえでの課題は何だと思いますか。【複数回答】

地域活動をするうえでの課題は、「活動の中心になる人が高齢化している」が69.3%で最も高く、次いで「活動する人（特に若年層）の確保が難しい」が46.0%、「活動する人の負担感が大きい」が36.7%、「活動に対する住民の関心が低い」が26.0%となっています。

前回調査と比較すると、「活動の中心になる人が高齢化している」が11.7ポイント高くなっており、高齢化の影響が顕著になってきています。

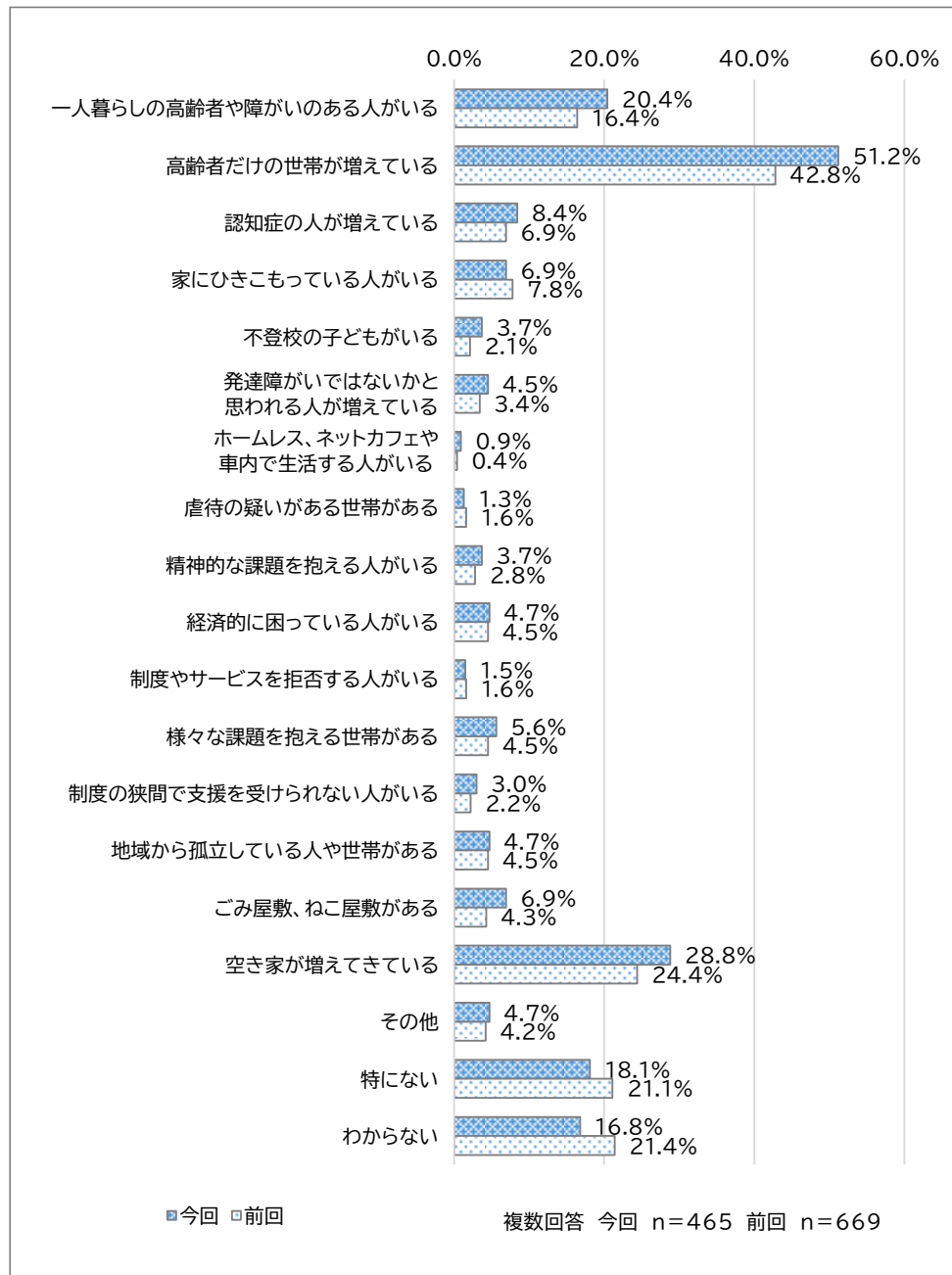


■最近、あなたのお住まいの地域の中で「少し、気になるな」と感じることはありますか。

【複数回答】

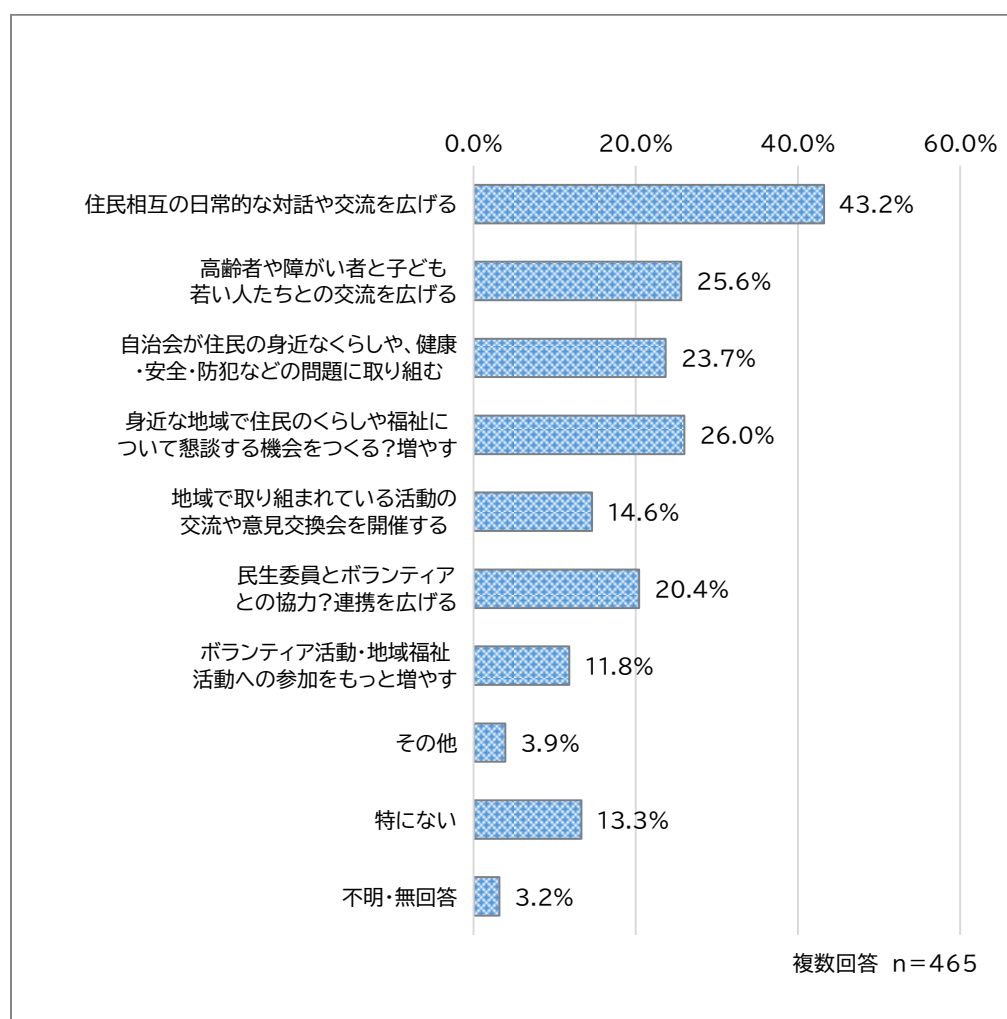
地域の中で気になることは、「高齢者だけの世帯が増えている」が51.2%で最も高く、次いで「空き家が増えてきている」が28.8%、「一人暮らしの高齢者や障がいのある人がいる」が20.4%、「特にない」が18.1%、「わからない」が16.8%となっています。

前回調査と比較すると、「高齢者だけの世帯が増えている」が8.4ポイント、「空き家が増えてきている」が4.4ポイント、「一人暮らしの高齢者や障がいのある人がいる」が4ポイント、それぞれ高くなっています。



■ お互いに力を合わせて、安心して暮らせるまちづくり（地域福祉活動）を進める上で、住民が取り組むべきことは何だと思えますか。【複数回答】

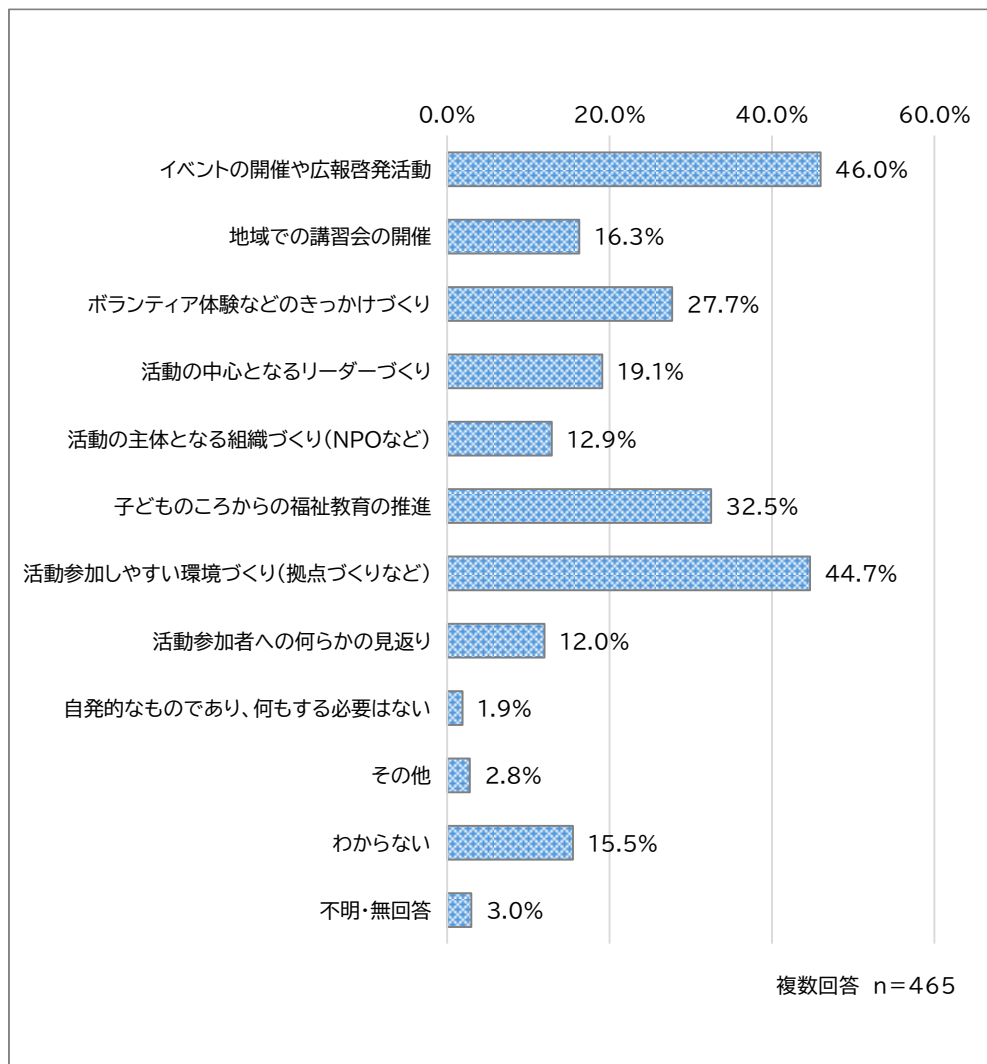
住民が取り組むべきことは、「住民相互の日常的な対話や交流を広げる」が43.2%で最も高く、次いで「身近な地域で住民のくらしや福祉について懇談する機会をつくる・増やす」が26.0%、「高齢者や障がい者と子ども・若い人たちとの交流を広げる」が25.6%となっています。近所付き合いが少なくなっていますが、日常的な対話や交流を広げた方がいいと考えている状態にあります。



■今後、地域での福祉活動を盛んにするためには、どのようなことが効果的だと思いますか。

【複数回答】

福祉活動を盛んにするために効果的だと思うことは、「イベントの開催や広報啓発活動」が46.0%で最も高く、次いで「活動参加しやすい環境づくり(拠点づくりなど)」が44.7%、「子どもころからの福祉教育の推進」が32.5%、「ボランティア体験などのきっかけづくり」が27.7%となっています。



4 団体ヒアリング結果の状況

(1) 市老人クラブ連合会

活動を行ううえでの課題
・ 60 歳代の入会が少なく、会員数が減少し存続が難しい。 ・ 会員数増のための手立てが分からない。 ・ 役員のなり手不足、他団体と役員の兼任による負担増。 ・ 地域活動のリーダー、ボランティアの確保が困難。 ・ 事務処理などによる負担増。
行政との連携や取り組み、地域福祉推進に必要なだと思うこと
・ 老人会員増、自治会員増についての協力。 ・ 行政の組織として、事務作業を担ってくれる人材の配置。

(2) 民生委員児童委員協議会

活動を行ううえでの課題
・ 自治会加入者やサロン活動の参加者の減少。 ・ 民生委員数の減少（なり手不足）により機能が低下。 ・ 一人の民生委員が抱える家庭数や課題が大きくなりすぎている現状がある。 ・ 見守りの人員の確保が困難となっている。（見守り対象者は増加している）
行政との連携や取り組み、地域福祉推進に必要なだと思うこと
・ 行政の取り組みは重視しており、県とも連携していきたい。 ・ 地域福祉計画に、総合的な窓口・統括的な部署を作成できるよう明記してほしい。 ・ 各団体から得た意見を取りまとめて、上へ上げるような仕組みを作ってもらいたい。 ・ 目指すスキーム「各団体➡連携組織（意見の集約）➡行政（関連課）へ」 ・ 地域福祉活動計画との整合性を図り、特色のある内容にってもらいたい。

(3) 市連合自治会長会・自主防災会連絡協議会

活動を行ううえでの課題
・ 役員の高齢化、加入者の確保。 ・ 要支援者に対する個々の対応。 ・ コロナ禍を経た影響による活動の停滞。 ・ 講習会の講師の確保。 ・ 幅広い年齢層での防災訓練のあり方。 ・ 避難訓練意識の個人差への対応。 ・ 地域活動への関心の低下。 ・ 新たな居住者の自治会への関心の低さ。

行政との連携や取り組み、地域福祉推進に必要だと思うこと

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 行政や他地区の自主防災組織との連携強化及び情報の共有。・ 社会福祉協議会との連携による高齢者支援の充実。・ 災害弱者と言われる障がいのある方への対応の協議。・ 障害者施設、老人福祉施設などでの安全性の確保。・ 災害時の生活に大きく関わる業者との連携。・ 学校の統廃合で地域コミュニティがどのようなようになっていくか不安。・ 地域の自治会との話し合いが必要。・ 地域福祉活動計画との整合性確保。 |
|---|

(4) 市社会福祉協議会

活動を行ううえでの課題

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 地域づくりを進めるための職員体制や財源の不足。・ 地域活動の担い手や地域福祉活動リーダーの後継者不足。・ 複雑多岐にわたる課題に対応できる新たな支援体制やネットワークの整備。・ 地域福祉活動を行うための拠点整備の充実。・ 地域づくりをより効果的に進めていくための仕組みづくり。・ 自治会加入世帯の減少。・ 地域を超えた圏域での地域福祉活動や他分野と福祉の連携への発想の転換。 |
|---|

行政との連携や取り組み、地域福祉推進に必要だと思うこと

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 行政や地区社会福祉協議会と連携した居場所づくりの支援。・ 地域福祉に関する理解促進に向けた取り組みの充実。・ 重層的支援体制の必要性についての周知や啓発。・ 市や社会福祉協議会の職員が地域に出向き、地域住民と一緒に考えていく機会の確保。・ 地域福祉計画の定期的な振り返り（評価、点検）の機会の確保。・ 地域づくりを支援する行政の担当窓口の設置と相談窓口の明確化。・ 担当が変わっても活動が継続できる仕組みづくり。・ 災害に備えた日頃からの取り組みの協議と実践。・ 権利擁護センターの設置を含む、取り組みについての協議と実践。・ 共生社会の実現を目指す福祉教育の推進。・ 包括支援体制のイメージ共有と具現化に向けた連携強化。 |
|---|

(5) 子育てネットくすくす

活動を行ううえでの課題
・生活困窮をはじめとする保護者の疾患、生活力不足の家庭が多くなってきている。 ・上記などを要因とした家庭内の衛生環境の悪化（ゴミ屋敷）が深刻。 ・ゴミ屋敷の片付けやごみ処理について、支援者に大きな負担が生じている。 ・ゴミ処理場のルールが厳し過ぎて、地域福祉の推進にブレーキとなっている。 ・虐待やDV等、ハイリスク家庭の地域での見守り体制が必要だと感じる。 ・うつやメンタルクリニックの受診など、精神疾患を患う家庭が増加している。 ・ひとり親や障がい児、医療的ケア児等、特別な支援が必要な家庭が被災した時の対応が不十分。 ・民生委員・児童委員をはじめとする地域活動を担う人材が不足。 ・公民館など公共施設の職員によって、対応にムラがあり、心を痛める方がいる。
行政との連携や取り組み、地域福祉推進に必要だと思うこと
・顔が見える関係、ひとりの困りごとを地域の困りごととして支え合える関係性の構築。 ・ゴミ屋敷の問題は、さまざまな課題を抱えており、条例への位置づけなどが必要。 ・ゴミ処理場の対応を含めた早急な行政主導でのゴミ処理問題についての連携体制の整備。 ・行政との友好なパートナーシップによる、制度の隙間を埋める予防型支援の充実。 ・当事者や子どもの声の反映によるニーズに沿った使える支援への転換。 ・NPO 法人との職員交流や大学などとの連携による福祉人材の育成。 ・ふれあい体験授業など、地域で良好な子育てが循環する持続可能な仕組みづくり。 ・土日の子育て支援ニーズが高まりにあわせた制度の見直しや体制の整備。

(6) 地区社会福祉協議会

活動を行ううえでの課題
・地域での活動に対して意見を言う人は多くいるが、活動に協力してくれる人は減少。 ・自治会の数や自治会員が減少。 ・各種役員を兼務している人が多いのは問題（一部の人に負担が集中）。 ・高齢者がさらに年長の高齢者を見守る状態にある。 ・人不足でボランティアを含む後継者の人材育成がなかなかできない。 ・活動の拠点となる場所がない（公民館が使いにくい地区がある）。 ・今の役員の人が高齢化していく中、今後の後継者がいない。
行政との連携や取り組み、地域福祉推進に必要だと思うこと
・重層的支援体制整備後は行政からの積極的な情報提供、情報連携が重要。 ・福祉関連の諸団体が連携しやすい体制の構築。 ・行政との協働によるボランティア人材の育成（有償ボランティアも含む）。 ・社協を通じて、市が活動費（補助金）を提供するなど、活動維持や活性化につながる支援。

(7) 希望の家（しょうがい者生活支援センターふらっと）

活動を行ううえでの課題
・市内には就労事業所が少なく、本社は東京にあるなど、仕事上での連携がとりにくい。 ・人手不足に加え、福祉制度の複雑化による煩雑な事務作業の増加。 ・制度自体が複雑化し対応が難しい。 ・一緒に活動できる事業所（横のつながりを持てる事業所）が市内にあまりない。 ・自治会に条件があり、障がいを抱えている人が入りづらい状況がある。
行政との連携や取り組み、地域福祉推進に必要なと思うこと
・大規模な災害が発生した場合に備えた、対応が難しい人を対象にした研修会の開催。 ・行政との連携による避難訓練や課題の共有。 ・福祉人材の確保や育成支援。 ・成人へのサービス（移動支援等）に対応できる事業所を増やす取り組み。 ・ゴミ処分におけるルールの緩和。 ・福祉事業所のホームページ作成などへの助成。 ・福祉分野の法定研修の合同開催及び法令遵守のための勉強会を実施。 ・福祉分野における必要書類や書式の統一化、簡素化。 ・18歳以上の成人の福祉サービスの向上。

(8) 市内中学生

住んでいる地域のいいところ
・登下校時に挨拶を交わすことができるところ。 ・ゆうゆうロードの落ち葉やごみの掃除をしてくれている人がいるところ。 ・近所の人たちが、気軽に声をかけてくれたり、手を振ってくれたりするところ。 ・学年に関係なく、子どもたちの仲がいいところ。 ・怪我をしたとき、パトロールの方が手当をしてくれるなど、地域の人が親切なところ。 ・空海という偉人がいたり、たくさんお寺があつたりするところ。 ・秋祭りの獅子舞など人が集まる行事があるところ。 ・食べ物がおいしく自然が多いところ。
住んでいる地域の悪いところ
・外灯が少なかったり、カーブミラーがなかったりなどで怖さを感じる場所。 ・小さい子がいる公園で、中学生が遊ぶと怒られてしまうなど、遊ぶところが少ないところ。 ・空き地が多く、雑草が高く生い茂って少し怖いところ。 ・夜人通りが少なく不安に感じたり、夜中にバイクの音がうるさい時があつたりするところ。 ・自転車などの事故が多いところ。

住んでいる地域で「気になる人・困っている人」はいますか
・生活に困窮しているのか、公園の水をペットボトルに汲んでいる方がいる。 ・時々、道路の真ん中を自転車でゆっくり走行している方を見かける。 ・自転車に乗っている高齢者の方がフラフラして危なく感じる。 ・年金暮らしや一人暮らしの人、高齢者が心配。
地域ボランティアへの参加状況
・特に活動に参加出来ていないが、「お接待ボランティア」が、素敵な取り組みだと思う。 ・空海まつり、夏祭り、秋の獅子舞祭りに参加し、獅子舞で地域の家を回ったりしている。 ・神社の清掃ボランティアをしている。
地域でお互いに「つながり」、「助け合い」、「支え合う」ためにできると思うこと
・「繋がろう」という気持ちをもって、積極的な挨拶やコミュニケーションを図ること。 ・些細な事へも「ありがとうございます」の感謝の気持ちを伝えること。 ・譲り合ったり、困っている人がいたら声をかけたりすること。 ・お祭りやボランティア活動で、交流を持ったり、参加できなくても調べてみることに。 ・一人暮らしの方がいたら、声をかけたり話をしたりすること。 ・地域の子ども達と仲良くなること。

第3章 計画の推進体系

I 計画の基本理念

第4次善通寺市総合計画では、善通寺市の将来像として「住んでみたい・住みつづけたいまち善通寺～人をつなぎ世代をつなぐ地域力～」を掲げ、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが安心して地域で健やかにいきいきと暮らせるまちの実現を目指しています。

本計画は、市や社会福祉協議会、地域、市民が一体となって支え合い・助け合いのまちづくりに取り組むことで、安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、第3次計画に引き続き「地域で支え合い、誰もがその人らしく安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げます。

～第4次計画の基本理念～

地域で支え合い、誰もがその人らしく安心して暮らせるまちづくり

2 計画の基本目標

本市の現状や課題を踏まえつつ、基本理念で目指すまちづくり、また、地域共生社会の実現に向け、第3次計画の基本目標を引き継ぎつつ、基本目標4を一部変更して施策を展開していきます。

I 小地域福祉活動や拠点の充実と支え合える仕組みづくり

誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていくためには、身近な地域で支え合う仕組みを強化し、それぞれの地域の困りごとや心配事などの解決に向けた方法や活動内容を考えていくことが大切です。地域の助け合いが役割分担を設けるなどの強制されることなく、気軽に助け合いができる環境づくりに努めます。

また、市民が中心となり、関係機関と連携を図りながら多様化する課題に向き合うことができる地域を目指し、地域ぐるみの支援体制の充実を図っていきます。

II 重層的な地域福祉ネットワークの構築と支援体制の整備

支援を必要とする人の困りごとが早期に発見され、必要なサービスに適切につながるために、市民、民生委員・児童委員、ボランティアグループなどの連携による見守り活動と、専門機関、行政や社会福祉協議会等が協働し、課題解決に取り組んでいく仕組みづくりを行っています。

Ⅲ 地域福祉を担う人材を育む環境づくり、仕組みづくり

地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりが自分の暮らす地域に関心を持ち、地域福祉に関する活動に主体的に参加できるよう、市民意識の高揚に向けた福祉教育等に取り組んでいく必要があります。

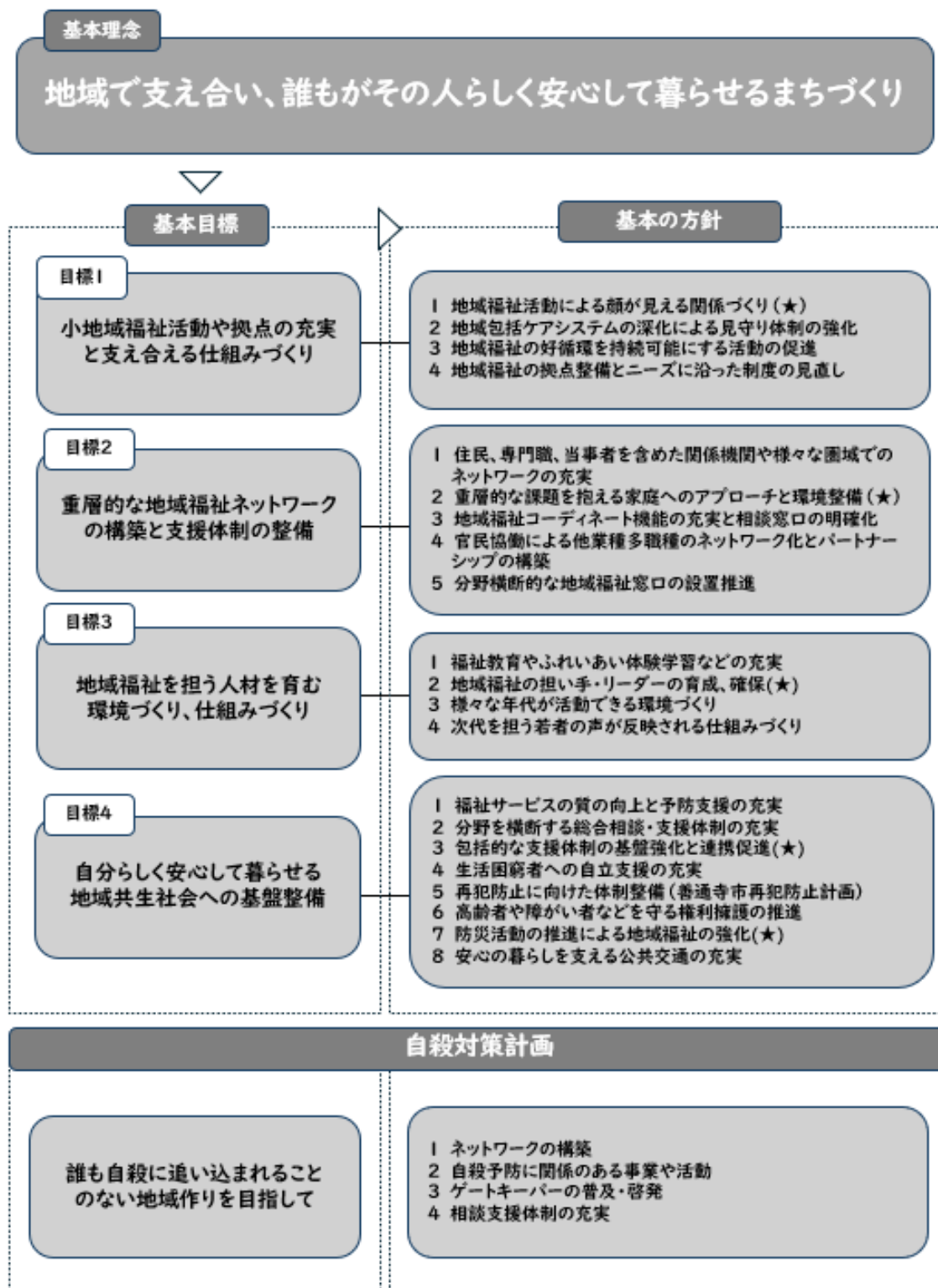
今後も福祉分野と教育（学校教育、生涯学習）分野の連携の推進や、様々な支援の担い手の参加、協働、連携といった取り組みを進め、福祉意識の向上を目指していきます。

Ⅳ 自分らしく安心して暮らせる地域共生社会への基盤整備

生活や福祉課題の多様化、複雑化のために当事者の力や市民の支え合いだけでは解決できないケースや、個人情報の問題や社会的に孤立しているために困りごとを抱える世帯が表面化せず、その状況が深刻化していくケースが増加しています。市民の参画と協働が必要となるなかで、地域課題を「他人事」ではなく「我が事」して捉える地域づくりを推進していく必要があります。また、生活上の困難を抱える市民への包括的な支援体制を整備し、全世代・全対象型地域包括支援体制の構築を目指していきます。

3 計画の施策体系

地域共生社会の実現に向け、以下を第4次地域福祉計画の施策体制とし計画を推進していきます。



第4章 具体的な取り組みと今後の方向性

【基本目標Ⅰ】小地域福祉活動や拠点の充実と支え合える仕組みづくり

(Ⅰ) 地域福祉活動による顔が見える関係づくり (★)

地域社会において、高齢者の増加や核家族化など、様々な社会構造の変化に伴い、一人暮らしの高齢者や子育て中の家庭など、様々な方が生活の中で困難を抱えています。誰もが安心して暮らせる地域社会の実現のためには、地域住民同士が互いを理解し、支え合う「顔が見える関係づくり」が不可欠です。本市では、地域住民が気軽に声をかけ合い、助け合うことができるような温かい地域づくりを目指し、以下の取り組みを進めていきます。

1. 地域住民の参加を促す取り組み

- 地域活動への参加促進：地域の清掃活動、防災訓練、祭りへの参加など、地域活動への参加を促し、住民同士の交流を深めます。
- 多世代交流の場の創出：世代間交流会や子育て支援活動など、多世代が気軽に集える場を創出し、世代間の理解を深めます。
- ボランティア活動の推進：地域のボランティア活動を支援し、住民が主体的に地域に関わる機会を増やします。

2. 地域のつながりを深める取り組み

- 地域情報発信の強化：地域のイベント情報や住民同士の交流を促進するための情報を、広報誌やホームページ、SNS などを通じて積極的に発信します。
- 地域マップの作成：地域の資源や住民の情報をまとめた地域マップを作成し、地域住民同士のつながりを促進します。
- 交流の場の有効活用：現在設置されている「ふれあい・いきいきサロン」や「コミュニティカフェ」などの交流の場の有効活用を進め、更なる交流の促進を図ります。

3. 困っている人を支援する仕組みづくり

- 見守り活動の推進：高齢者や一人暮らしの方々への見守り活動を行い、困っている人がいれば、早期の支援につなげます。
- 地域包括支援センターとの連携強化：地域包括支援センターと連携し、住民の様々なニーズに応じた支援を行います。
- 緊急時の対応体制の構築：災害時や緊急時における住民同士の助け合い体制を構築します。

4. 多様な主体との連携

- 自治会・町内会との連携：自治会・町内会と連携し、地域活動の活性化を図ります。
- NPO・民間団体との連携：地域で活動するNPO・民間団体と連携し、多様な支援を提供します。
- 企業との連携：地域の企業と連携し、地域貢献活動やボランティア活動の推進を図ります。

(2) 地域包括ケアシステムの深化による見守り体制の強化

誰もが安心して地域で暮らせるよう、地域包括ケアシステムを強化し、きめ細やかな見守り体制を構築していきます。地域住民、民生委員・児童委員、ボランティアグループ、医療機関、福祉施設、行政、社会福祉協議会などが連携する多層的なネットワークを構築し、地域住民が主体的に参加できるような仕組みを構築することで、共助の精神を育みます。また、高齢者だけでなく、障がいのある方、子ども、外国人など、多様な人々のニーズに対応できる支援体制を構築することで、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

1. 地域住民の主体的な参加

- 地域の見守り活動の推進：地域住民が互いに見守り合う活動を推進します。
- ボランティア活動の支援：多様なボランティア活動の創出と支援を行います。
- 地域住民向けの研修会の開催：地域福祉に関する知識やスキルを習得できる機会の提供などを通じて、地域住民が主体的に地域福祉に関わる環境を整備します。

2. 多様なニーズへの対応

- 専門性の高い支援：医療機関や福祉施設と連携し、専門性の高い支援を提供します。
- 子どもへの支援：子どもたちの健やかな成長を支援するため、子育て支援サービスの充実を図ります。
- 外国人住民への支援：外国人住民も住みやすい環境になるよう、ニーズの把握や多言語対応など必要な取組を進めます。

3. デジタル技術の活用

- 見守りシステムの導入：見守りセンサーやGPSなどを活用した見守りシステムを導入し、高齢者や要介護者の安否確認を強化します。
- 情報共有システムの構築：関係機関が情報を共有できるシステムを構築し、円滑な連携を促進します。

(3) 地域福祉の好循環を持続可能にする活動の促進

地域福祉活動の活性化のため、自治会、老人クラブ、地区社会福祉協議会などの様々な団体と連携し、それぞれの活動が活発になるよう支援を行っていきます。特に、民生委員・児童委員と連携し、地域の状況や課題を共有することで、より効果的な支援を行っていきます。また、地域福祉コーディネーターの配置、地域福祉拠点の整備、地域福祉に関する広報活動などを推進し、持続可能な地域福祉の実現を目指します。

地域福祉のさらなる活性化のため、本市では、様々な主体が連携し、互いの活動を支え合うことで、持続可能な地域福祉の実現を目指します。

1. 多様な主体との連携強化

- 自治会、老人クラブ、地区社会福祉協議会等との連携：これらの団体が実施する様々な活動に対して、情報提供、人材育成、資金面での支援を行い、活動の活性化を図ります。
- 民生委員・児童委員との連携強化：地域の状況や課題に関する情報を共有し、連携することで、よりきめ細やかな支援体制を構築します。
- NPO 法人やボランティア団体との連携：地域で活動する NPO 法人やボランティア団体と連携し、多様なニーズに対応できるような活動の展開を図ります。

2. 地域福祉拠点の整備

- 地域住民向けの講座やイベントの開催：地域福祉に関する知識やスキルを習得できる機会を提供します。
- 相談窓口の設置：地域住民が気軽に相談できる窓口を設置し、必要な支援につなげます。
- 地域情報の発信：地域の活動に関する情報を発信し、地域住民の参加を促します。

3. 地域福祉コーディネーターの配置

- 関係機関との連携調整：地域コーディネーターを配置し、地域の様々な主体との連携を調整し、円滑な活動を進めます。
- 地域住民への支援：地域住民のニーズを把握し、適切な支援につなげます。
- 新たな取り組みの企画・実施：地域福祉の課題解決に向けた新たな取り組みを企画・実施します。

4. 地域福祉に関する広報活動の推進

- 広報誌やホームページの活用：地域福祉に関する情報を積極的に発信し、市民の関心を高めます。
- 地域イベントへの参加：地域イベントへの参加などを通じ、地域資源の魅力発見や興味関心を促すことで、地域福祉の取り組みを広く周知します。
- SNS の活用：SNS を活用し、リアルタイムな情報発信を行います。

5. 持続可能な仕組みづくり

- 人材育成：地域福祉の担い手を育成するための研修会や体験学習、ボランティア養成講座を実施します。
- 財源の確保：地域福祉活動を持続的に行うための財源確保に努めます。

(4) 地域福祉の拠点整備とニーズに沿った制度の見直し

地域住民が気軽に集まり、交流や情報交換ができるような多様な拠点を整備していきます。公民館の機能強化に加え、空き家や空き教室の活用、移動図書館や移動福祉車両の活用など、様々な取り組みを推進します。また、地域住民のニーズに合った制度の見直しを行い、より効果的な支援体制を構築することで、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

1. 多様な拠点の整備

- 公民館機能の強化：地域住民が気軽に集まり、様々な活動を行えるよう、公民館の機能強化に努めます。
- 空き家・空き教室の活用：空き家や空き教室を改修し、子育て支援センター、コミュニティカフェ、コワーキングスペースなど、多様なニーズに対応できるような拠点として活用を検討します。
- 移動図書館・移動福祉車両の活用：外出が難しい方々へ、図書館や福祉サービスを届けるための移動図書館や移動福祉車両の活用を促進します。
- ICTを活用した情報提供：地域情報やイベント情報をインターネットやスマートフォンで発信し、住民同士のつながりを深めます。

2. 地域住民のニーズに合わせた制度の見直し

- 個別支援計画の見直し：地域住民一人ひとりの状況やニーズに合わせた個別支援計画の見直しを行い、よりきめ細やかな支援を提供します。
- 介護予防サービスの拡充：高齢者の要介護状態の進行を予防するための介護予防サービスを拡充し、住み慣れた地域での生活を支援します。
- 子育て支援の充実：子育て中の家庭に対する支援を充実させ、安心して子育てできる環境を整備します。
- 障がい者支援の充実：障がいのある方が地域で自立した生活を送れるよう、様々な支援サービスの提供に努めます。

3. 地域住民の参加促進

- ワークショップの開催：地域住民が自ら考え、地域づくりに参加できるようなワークショップを開催します。
- ボランティア活動の推進：地域のボランティア活動を支援し、住民同士の交流を深めます。
- 地域イベントの開催：地域住民が参加できるようなイベントを定期的で開催し、コミュニティの活性化を図ります。

【基本目標２】重層的な地域福祉ネットワークの構築と支援体制の整備

（１）住民、専門職、当事者を含めた関係機関や様々な圏域でのネットワークの充実

本市では、住民、専門職、当事者を含めた関係機関や様々な圏域でのネットワークを強化し、市民が抱える課題に対し、よりきめ細やかな支援を行っていきます。地域住民向けの啓発活動などを推進し、多様な主体が協働して地域課題の解決に取り組めるよう、支援体制を強化し、切れ目のない支援体制を構築することで、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

１．地域住民の参画促進

- 地域住民向け啓発活動：地域住民向けの講座やイベントを開催し、地域福祉への理解を深め、参加を促します。
- 地域住民による相談窓口の設置：地域住民が気軽に相談できる窓口を設置し、地域課題の早期発見と解決を目指します。
- ボランティア活動の推進：地域住民がボランティア活動に参加できる機会を創出し、地域への貢献意欲を高めます。

２．多様な主体との連携

- NPO 法人やボランティア団体との連携：地域で活動する NPO 法人やボランティア団体と連携し、多様なニーズに対応できるような活動の展開を図ります。
- 民間企業との連携：民間企業のノウハウや資源を活用し、地域福祉の課題解決を図ります。
- 大学・研究機関との連携：大学・研究機関と連携し、新たな福祉サービスの開発や、エビデンスに基づいた施策の実施を目指します。

３．地域の特性に応じた支援

- 地域の実態調査：各地域の特性や課題を把握し、それに応じた支援策を講じます。
- 小規模多機能型居宅介護などのサービスの拡充：地域住民のニーズに合わせたサービスの拡充を図ります。

(2) 重層的な課題を抱える家庭へのアプローチと環境整備 (★)

複合的な課題を抱える世帯が増加する中、多職種連携による包括的な支援体制を構築し、地域で誰もが安心して暮らせる社会を目指します。多職種連携によるケース会議の定着、地域包括支援センターとの連携強化、民間団体との連携などを推進し、子どもの貧困対策を強化することで、全ての子どもたちが健やかに成長できる環境を整備します。

1. 多職種連携による包括的な支援体制の構築

- ケース会議の定着：医療、福祉、教育、保育など、様々な分野の専門職が参加するケース会議を定着させ、個々の世帯の状況を共有し、より適切な支援計画を策定します。
- 情報共有システムの導入：関係機関間で情報を共有できるシステムを導入し、円滑な連携を促進します。
- 多職種連携研修の実施：多職種連携の重要性や具体的な連携方法に関する研修を実施し、専門職の連携能力を高めます。

2. 地域包括支援センターとの連携強化

- 地域包括支援センターとの連携：地域包括支援センターと連携し、包括的な支援を提供します。
- 在宅支援サービスの充実：在宅で生活する子どもや家族に対して、訪問支援や居宅介護などのサービスを充実させます。
- 地域ケア会議の活性化：地域ケア会議を活性化し、地域全体で課題解決に取り組みます。

3. 子どもの貧困対策の強化

- 経済的な支援：生活困窮世帯に対する経済的な支援を強化します。
- 教育支援：子どもたちの学習支援や進学支援を行います。
- 子育て支援：子育てに関する相談支援や、子育て支援サービスの充実を図ります。
- 食支援：食料支援や栄養相談を実施します。

4. 民間団体との連携

- NPO 法人やボランティア団体との連携：地域で活動する NPO 法人やボランティア団体と連携し、多様なニーズに対応できるような活動の展開を図ります。
- 民間企業との連携：民間企業のノウハウや資源を活用し、地域福祉の課題解決を図ります。

(3) 地域福祉コーディネート機能の充実と相談窓口の明確化

制度の狭間にある課題や、複合的な課題を抱える市民への対応を強化するため、地域福祉コーディネーターの配置や育成を推進し、ワンストップサービスの提供を目指します。地域住民のニーズに応えるため、新たな地域福祉資源の開発と活用を促進し、市民が気軽に相談できる総合相談窓口を設置します。これらの取り組みを通じて、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

1. 地域福祉コーディネーターの配置と育成

- 配置の拡大：地域福祉コーディネーターの配置を拡大し、地域住民へのきめ細やかな支援体制を構築します。
- 専門性の強化：地域福祉コーディネーターの専門性を高めるための研修を実施し、多様なニーズに対応できる体制を構築します。
- ネットワーク構築：地域の様々な関係機関との連携を強化し、地域全体の支援体制を構築します。

2. ワンストップサービスの提供

- 総合相談窓口の設置：市民が気軽に相談できる総合相談窓口を設置し、ワンストップサービスを提供します。
- 窓口の一元化：複数の窓口に分かれていた相談を、一カ所の窓口に集約し、市民の利便性を向上させます。

3. 地域福祉資源の開発と活用

- 地域資源のデータベース化：地域にある様々な資源（施設、団体、ボランティアなど）をデータベース化し、効率的な情報提供を行います。
- 民間企業との連携：民間企業のノウハウや資源を活用し、新たな福祉サービスの開発を促進します。
- 地域住民の参画：地域住民が主体的に地域福祉に関わる仕組みを構築し、地域資源を最大限に活用します。

4. 地域住民のニーズに応えるための取り組み

- ニーズ調査の実施：定期的に地域住民のニーズ調査を実施し、支援内容を改善します。
- 地域住民向けの講座やイベントの開催：地域福祉に関する知識やスキルを習得できる機会を提供します。
- ボランティア活動の推進：地域住民がボランティア活動に参加できる機会を創出し、地域への貢献意欲を高めます。

(4) 官民協働による他業種多職種のネットワーク化とパートナーシップの構築

地域で生活していく上では、医療、介護、福祉だけでなく、様々な分野の協働が不可欠です。本市では、官民協働による多様なネットワークを構築し、地域住民が安心して暮らせる環境を目指します。高齢者等見守りネットワークの拡充、地域課題解決のための協議会設置など、様々な取り組みを通じて、より住みやすい地域づくりを進めていきます。

1. 官民協働による多様なネットワークの構築

- 官民連携協議会の設置：市、民間企業、NPO 法人、地域住民などが参加する官民連携協議会を設置し、地域課題の解決に向けた取り組みを推進します。
- 多様なステークホルダーとの連携：医療機関、介護施設、福祉団体、教育機関、企業、ボランティア団体など、地域で活動する様々な主体と連携します。
- 地域住民の参画促進：地域住民が主体的に地域づくりに参加できるような仕組みを構築し、地域課題の解決に繋がります。

2. 地域課題解決に向けた具体的な取り組み

- 高齢者等見守りネットワークの拡充：民生委員・児童委員、地域住民、ボランティアなどによる高齢者等見守りネットワークを拡充し、孤立防止に努めます。
- 地域課題解決のための協議会設置：防災、環境、子育てなど、地域が抱える様々な課題に対して、関係機関や住民が参加する協議会を設置し、課題解決に取り組みます。

3. 地域資源の活用

- 空き家・空き店舗の活用：空き家・空き店舗を地域住民の交流スペースや、子育て支援施設などの活用に努めます。
- 地域産品の振興：地域産品の販路拡大を支援し、地域経済の活性化を図ります。
- 観光資源の活用：地域の観光資源を活かしたイベントを開催し、地域の魅力を発信します。

4. 多様なニーズへの対応

- 障がい者支援：障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、バリアフリー化を進め、様々な支援サービスを提供します。
- 子育て支援：子育て中の家庭に対する支援を充実させ、安心して子育てできる環境を整備します。

(5) 分野横断的な地域福祉窓口の設置推進

近年、地域住民が抱える課題はますます複雑化し、単一の分野で解決できる問題が少なくなっています。高齢化、障害、児童福祉、生活困窮など、様々な問題が複合的に絡み合い、住民は誰に相談すれば良いのか、どこに助けを求めれば良いのか迷うケースが増加しています。

このような状況を踏まえ、本市では、分野横断的な地域福祉窓口を設置し、住民が気軽に相談できるワンストップサービスの提供を目指します。

1. 分野横断的な地域福祉窓口設置の目的

- 住民の利便性向上：住民が抱える様々な問題に対して、窓口を一元化し、ワンストップで相談、支援につなげることで、住民の利便性を向上させます。
- 課題解決の迅速化：多様な専門職が連携することで、課題の早期発見、迅速な対応に努めます。
- 地域包括ケアシステムの推進：地域包括ケアシステムの一環として、住民のニーズに合わせた切れ目のない支援を提供します。
- 地域福祉の質の向上：専門の相談員が、住民の状況を総合的に把握し、適切な支援につなげることで、地域福祉の質を向上させます。

2. 窓口の機能

- 相談窓口：高齢者、障がい者、児童、生活困窮者など、様々な分野の相談に対応します。
- 情報提供：福祉サービス、医療機関、行政サービスなど、必要な情報を提供します。
- ケースワーク：個々のケースに応じて、関係機関と連携し、必要な支援計画を作成し、実施します。
- 地域連携：地域の医療機関、福祉施設、ボランティア団体などとの連携を強化し、地域全体で住民を支える体制の構築に努めます。

3. 窓口の運営

- 多様な専門職の配置：社会福祉士、介護福祉士、保健師、精神保健福祉士など、多様な専門職を配置し、住民のニーズに合わせた支援を提供します。
- 情報共有システムの導入：各機関が情報を共有できるシステムを導入し、円滑な連携を促進します。
- 地域住民への周知：窓口の設置を広く周知し、利用を促進します。

【基本目標3】地域福祉を担う人材を育む環境づくり、仕組みづくり

(1) 福祉教育やふれあい体験学習などの充実

一人ひとりがいきいきと暮らせる共生社会の実現を目指し、福祉教育の推進とふれあい学習などの充実に力を入れて取り組んでいます。

1. 福祉教育の推進

- 学校教育との連携：小中学校における福祉教育の充実を図り、生徒たちに多様な価値観を理解させ、共生社会への意識を高めます。
- 市民向け講座の開催：地域住民を対象とした福祉に関する講座や体験学習の機会を設け、福祉への理解を深めます。
- 多様な主体との連携：福祉施設、大学、NPO 法人など、地域で活躍する様々な主体と連携し、専門性の高い福祉教育を展開します。
- 世代間交流の促進：高齢者や障がいのある方との交流を通して、共感力や思いやりの心を育みます。

2. 多様な世代が参加できる体験プログラムの実施

- 異世代間の交流：地域の高齢者と若者、若者と乳幼児、子どもと障がい者など、多様な世代が交流できるふれあい体験学習等を積極的に実施し、交流を促進します。
- 地域資源の活用：専門的な知識や経験を持つ NPO や民間団体などと連携し、質の高いプログラムを提供します。
- 参加者ニーズに応じたプログラムの設計：参加者の満足度やニーズの把握に努め、多様な学びや体験のスタイルを取り入れます。

3. 福祉教育を通じた地域福祉の課題解決

- 高齢者福祉：高齢者福祉計画に基づき、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、様々な支援を行います。
- 障がい者福祉：障がいのある方が地域で自立した生活を送れるよう、障害者総合支援法に基づくサービスを提供します。
- 子ども福祉：子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て支援サービスの充実を図ります。

(2) 地域福祉の担い手・リーダーの育成、確保(★)

地域福祉のさらなる発展のためには、市民一人ひとりが主体的に活動し、地域社会を支えることが不可欠です。本市では、地域福祉活動の担い手・リーダーを育成し、確保するため、以下の取り組みを進めていきます。

1. 市社会福祉協議会の役割強化

- リーダー育成プログラムの実施：市社会福祉協議会に、地域福祉活動のリーダーやキーパーソンを育成するプログラムの実施を委託しています。これにより、ボランティア活動のノウハウ習得や、リーダーシップ育成を強化していきます。
- ネットワーク構築：地域のボランティア団体やNPOとの連携を強化し、情報交換や共同事業の実施を促進することで、地域のネットワークの強化を図ります。

2. ボランティア活動の支援

- 補助金による支援：各種ボランティア団体への補助金交付を通じて、活動に必要な経費を支援し、活動の充実を図ります。
- 活動の多様化：多様なニーズに対応できるよう、ボランティア活動の企画・実施を支援し、活動の多様化を促進します。

3. 活動参加のきっかけづくり

- 広報活動の強化：地域の広報誌やホームページ、SNSなどを活用し、ボランティア活動に関する情報を発信することで、市民の関心を高め、参加を促します。
- 体験型のイベント開催：ボランティア体験会や地域イベントへの参加を通じて、気軽にボランティア活動に触れる機会の提供に努めます。

4. 育成体制の整備

- 研修会の開催：ボランティア活動に関する知識やスキルを習得できる研修会を定期的を開催していきます。
- メンター制度の導入：経験豊富なボランティアが、初心者をサポートするメンター制度等を導入し、安心して活動に参加できる環境を整えていきます。

(3) 様々な年代が活動できる環境づくり

近年、地域の高齢化が進み、地域活動の担い手不足が深刻な問題となっています。特に、若い世代の地域活動への関心の低下は、地域社会の持続可能性を危うくする要因の一つです。一方で、高齢者には、これまでの経験や知識、人脈といった貴重な資源が豊富にあります。

本市では、すべての世代がいきいきと活躍できる地域社会の実現を目指し、以下の取り組みを進めています。

1. 世代を超えた共生の推進

- 多世代交流の促進：子どもから高齢者まで、様々な世代が交流できる場を積極的に創出します。
- 若者世代の参画促進：学生ボランティアや地域おこし協力隊の受け入れなど、若者世代が地域に関わる機会を増やします。
- 高齢者の活躍支援：高齢者の経験や知識を活かせるようなボランティア活動や、地域活動への参画を支援します。

2. 地域活動の活性化

- ボランティアセンターの機能強化：ボランティアセンター「ボラン家」の機能を強化し、より多くの市民がボランティア活動に参加できるよう支援します。
- 多様な活動の支援：地域の課題解決につながる多様な活動（子育て支援、高齢者見守り、環境保全など）を支援します。
- 活動のマッチング支援：ボランティア希望者と活動団体をマッチングし、スムーズな活動開始を支援します。

3. 人材育成

- 多様な世代を対象とした研修の実施：各世代の特性に応じた研修を実施し、地域活動に必要な知識やスキルを習得できる機会を提供します。
- リーダー育成：地域活動のリーダーを育成し、持続可能な地域づくりを推進します。

4. 地域資源の活用

- 地域住民のネットワークづくり：地域住民同士のつながりを深め、互いに助け合う関係を築きます。
- 地域施設の開放：公民館など、地域施設を積極的に開放し、活動の場を提供します。

(4) 次代を担う若者の声が反映される仕組みづくり

地域社会の持続可能な発展のためには、多様な世代がそれぞれの役割を果たし、互いに支え合うことが不可欠です。特に、若者たちの意見やアイデアは、地域社会の未来を形作る上で、非常に重要な要素となります。

本市では、次代を担う若者の声を積極的に地域づくりに反映させるため、以下の取り組みを実施します。

1. 若者参画の機会創出

- 若者議会・会議の設置：若者たちが地域課題について議論し、政策提言を行う場を設けます。
- ボランティア活動の促進：地域のボランティア活動への参加を促し、地域社会への貢献意欲を高めます。
- インターンシップの受け入れ：学生のインターンシップを受け入れ、地域課題解決の実務を体験する機会を提供します。

2. 情報発信と意見交換の場づくり

- SNSを活用した情報発信：市のホームページやSNSを活用し、若者向けの情報を発信し、意見交換の場を設けます。
- 地域イベントへの参加：地域のイベントに若者向けの企画を取り入れ、世代間の交流を促進します。
- 若者向けワークショップの実施：地域課題に関するワークショップを開催し、若者たちの意見を聞きながら、具体的な解決策を検討します。

3. 若者支援体制の強化

- 相談窓口の設置：若者たちが気軽に相談できる窓口を設置し、悩みや困りごとに対応します。
- キャリア支援：若者たちが将来設計を立てることができるよう、キャリア相談や職業体験の機会の提供に努めます。
- 住まいに関する支援：若者が安心して地域で暮らせるよう、住まいに関する相談や支援を行います。

4. 若者団体との連携

- 地域で活動する若者団体との連携：地域で活動する若者団体と連携し、共創的なまちづくりを進めます。
- 若者団体への支援：若者団体の活動資金の支援や、活動場所の提供など、活動の円滑な実施を支援します。

5. 若者を取り巻く環境整備

- 若者向けの施設整備：若者たちが集まり、交流できるような施設の整備を進めます。
- 子育て支援の充実：若者が安心して子育てできる環境を整え、地域への定着を促進します。

【基本目標４】自分らしく安心して暮らせる地域共生社会への基盤整備

(1) 福祉サービスの質の向上と予防支援の充実

福祉サービスに関する情報は多岐にわたり、専門用語も多く、利用者にとって理解が難しい現状があります。本市では、誰もが安心して必要な福祉サービスにアクセスできるよう、情報提供の工夫と体制づくりを強化します。

1. 福祉情報のわかりやすい提供

- 多様な情報提供手段の活用：市ホームページ、パンフレットだけでなく、動画、イラスト、多言語対応など、様々な手段を活用し、より多くの人々に情報が届くよう工夫します。
- 専門用語の平易化：専門用語を避け、誰もが理解できる言葉で情報を提供します。
- 情報の一元化：福祉に関する情報を一元化し、利用者が簡単に必要な情報を見つけられるよう、ポータルサイトを構築します。

2. 地域への情報発信の強化

- 地域への出向きによる説明会：地域住民が集まる場で、福祉サービスの説明会を開催し、個別相談の機会を設けます。
- 関係機関との連携：医療機関、介護施設、地域包括支援センターなど、関係機関と連携し、情報共有を図ります。
- ボランティアの活用：地域のボランティアに協力を依頼し、情報提供活動を行ってまいります。

3. 予防支援の充実

- 介護予防プログラムの多様化：さまざまなニーズに対応できるよう、介護予防プログラムを多様化します。
- 地域での健康づくり活動の推進：地域住民が気軽に参加できる健康づくり活動（ウォーキング、体操など）を推進します。
- 健康相談窓口の設置：健康に関する相談窓口を設置し、早期発見・早期治療につなげます。

4. 情報提供体制の充実

- 多言語対応：外国人住民も安心して利用できるよう、多言語対応の情報を提供します。
- 視覚障がい者への対応：点字や音声による情報提供を行います。
- 聴覚障がい者への対応：手話通訳者による支援を行います。

(2) 分野を横断する総合相談・支援体制の充実

市民が抱える様々な問題に対して、早期発見・早期解決を図るため、本市では、分野を横断した総合的な相談・支援体制の構築に力を入れていきます。

1. 総合相談窓口の設置・強化

- ワンストップサービスの提供：高齢者、障がい者、子どもなど、対象者を問わず、様々な相談に対応できるワンストップ型の総合相談窓口を設置します。
- 相談内容に応じた適切な支援機関への連携：相談内容に応じて、関係機関（医療機関、福祉施設、弁護士会など）と連携し、必要な支援につなげます。
- 多言語対応：外国人住民も安心して相談できるよう、多言語での相談に対応できる体制を整備します。

2. 地域における相談体制の強化

- 民生委員・児童委員の支援：民生委員・児童委員の活動支援を強化し、地域における相談窓口としての機能を強化します。
- 地域包括支援センターの機能強化：地域包括支援センターを核とした地域包括ケアシステムを構築し、地域住民の様々なニーズに対応します。
- 地域住民による相談支援の推進：地域住民が互いに助け合い、相談し合えるような仕組みを構築します。

3. 相談しやすい環境づくり

- 相談しやすい雰囲気づくり：相談窓口の雰囲気を明るく、温かくすることで、相談しやすい環境を整備します。
- プライバシーの保護：相談内容の秘密は厳守し、安心して相談できる体制を構築します。

4. 情報提供の充実

- 相談窓口の周知徹底：市民が相談窓口の存在を認識できるように、広報活動を実施します。
- 多様な情報提供手段の活用：パンフレット、ホームページ、SNS など、様々な手段で情報を提供します。
- 相談事例の紹介：具体的な相談事例を紹介することで、相談へのハードルを下げます。

5. 関係機関との連携強化

- 関係機関との連携会議の開催：定期的に関係機関との連携会議を開催し、情報共有と協力体制を強化します。
- 共同研修の実施：関係機関の職員を対象とした共同研修を実施し、専門性の向上を図ります。

(3) 包括的な支援体制の基盤強化と連携促進(★)

社会の高齢化や多様化が進み、人々が抱える課題はますます複雑化しています。従来の分野ごとの支援体制では、現代の複雑な問題に対応しきれない状況にあります。本市では、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、分野を超えた包括的な支援体制の構築に力を入れていきます。

1. 地域包括支援センターの機能強化

- 地域住民の包括的な支援：地域包括支援センターを核とし、地域住民の様々なニーズに対応する包括的な支援体制を構築します。
- 関係機関との連携強化：医療機関、介護施設、福祉団体など、関係機関との連携を強化し、情報共有と協力体制を構築します。
- 地域住民の参画促進：地域住民が主体的に地域福祉に関わる仕組みを構築します。

2. 地域における相談体制の強化

- 民生委員・児童委員の支援：民生委員・児童委員の活動支援を強化し、地域における相談窓口としての機能を強化します。
- 地域住民による相互支援の促進：地域住民同士が互いに助け合い、相談し合えるような仕組みを構築します。
- 地域活動の支援：地域活動の活性化を図り、地域社会のつながりを強化します。

3. 複合的な課題を抱える世帯への支援

- ケースマネジメントの導入：複雑な課題を抱える世帯に対して、ケースマネジメントを導入し、一貫した支援を提供します。
- 地域の資源の活用：地域の資源（ボランティア、NPO など）を最大限に活用し、よりきめ細やかな支援を提供します。

(4) 生活困窮者への自立支援の充実

生活困窮に陥る方は、経済的な問題だけでなく、様々な困難を抱えていることがあります。本市では、誰もが自立した生活を送れるよう、生活困窮者への支援を強化し、地域社会全体で支え合える環境づくりを目指します。

1. 自立相談支援事業の強化

- 多様なニーズへの対応：経済的な問題だけでなく、住まい、健康、子育てなど、多様なニーズに対応できるよう、相談体制を強化します。
- 専門性の高い相談員配置：各分野の専門知識を持った相談員を配置し、きめ細やかな支援を行います。
- 地域資源の活用：地域のボランティアや NPO など、地域資源を最大限に活用し、よりきめ細やかな支援を提供します。

2. 就労支援の強化

- 就労支援員の増員：就労支援員の数を増やし、より多くの生活困窮者への支援に努めます。
- ハローワークとの連携強化：ハローワークとの連携を強化し、職業訓練や求職活動の支援を行います。
- 就労後の支援：就労後も、定着支援やキャリアアップ支援を行います。

3. 住まいに関する支援

- 住居確保支援：住まいを失う危機にある方に対して、住居確保のための支援を行います。
- 住宅相談窓口の設置：住宅に関する相談窓口を設置し、適切な住まい探しを支援します。

4. 生活費支援

- 生活費の貸付：緊急的な生活費の貸付制度を整備します。
- 家計の見直し支援：家計の見直しを行い、生活費のやりくりを支援します。

5. 子育て支援

- 子育てに関する相談支援：子育てに関する悩みや困りごとに対して、相談支援を行います。
- 保育料の減免制度：保育料の減免制度を拡充し、経済的な負担を軽減します。

6. 健康支援

- 健康相談窓口の設置：健康に関する相談窓口を設置し、早期発見・早期治療につなげます。
- 医療費の助成：医療費の助成制度を拡充し、経済的な負担を軽減します。

(5) 再犯防止に向けた体制整備（善通寺市再犯防止計画）

本市では、誰もが安心して暮らせる安全なまちづくりを目指し、再犯防止に向けた取り組みを強化してまいります。関係機関と連携し、効果的な支援体制を構築することで、犯罪を繰り返さない社会の実現を目指します。

1. 再犯防止に向けた基本的な考え方

- 早期発見・早期介入：犯罪の再発リスクが高いと判断される者に対して、早期に支援を開始します。
- 多様なニーズへの対応：個々の特性や状況に応じた、きめ細やかな支援を提供します。
- 地域社会との連携：地域住民や関係機関と連携し、地域全体で再犯防止に取り組めます。

2. 支援体制の整備

- 関係機関との連携強化：法務局、保護観察所、警察、医療機関、福祉機関など、関係機関との連携を強化し、情報共有を図ります。
- 専門人材の育成：再犯防止に関する専門知識を持った人材の育成を図ります。
- 地域における再犯防止活動の推進：地域住民やボランティアによる再犯防止活動の支援を行います。

3. 支援内容

- 社会復帰支援：就職支援、住居確保支援、生活費支援など、社会復帰に必要な支援を行います。
- 教育・訓練：社会規範の習得や職業訓練などの教育・訓練の機会の提供に努めます。
- 心理的な支援：心理的な問題を抱える者に対して、カウンセリングなどの支援を行います。
- 地域社会への復帰支援：地域住民との交流を促進し、地域社会への円滑な復帰を支援します。

4. 地域における再犯防止活動の推進

- 地域住民への啓発：再犯防止の重要性について、地域住民への啓発活動を行います。
- 地域住民による見守り活動：地域住民による見守り活動の推進を図ります。

5. 再犯防止に関する情報の共有と発信

- 関係機関との情報共有：再犯防止に関する情報を関係機関と共有し、連携を強化します。
- 市民への情報提供：市民に対して、再犯防止に関する情報をわかりやすく提供します。

(6) 高齢者や障がい者、子どもを守る権利擁護の推進

高齢者、障がい者、子どもなどに対する虐待や権利侵害は、深刻な社会問題です。本市では、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、これらの問題に対して積極的に取り組んでいます。

1. 権利擁護体制の強化

- 総合的な相談窓口の設置：高齢者、障がい者、子どもに関する相談を一元的に受け付ける窓口を設置し、早期発見・早期対応を図ります。
- 専門人材の育成：権利擁護に関する専門知識を持った相談員の育成を図り、きめ細やかな支援に努めます。
- 関係機関との連携強化：医療機関、福祉施設、警察など、関係機関との連携を強化し、情報共有と協力体制を構築します。

2. 啓発活動の推進

- 地域住民への啓発：虐待や権利侵害の防止に関する啓発活動を行い、地域全体で問題意識の高揚に努めます。
- 多様な情報提供手段の活用：パンフレット、ホームページ、SNS など、様々な手段で情報を提供します。

3. 成年後見制度の利用促進

- 地域連携ネットワークの強化：成年後見制度に関する地域連携ネットワークの中核機関を設置し、関係機関との連携を強化します。
- 成年後見人養成事業の充実：市民後見人、親族後見人など、新たな担い手の養成を積極的に行います。
- 成年後見制度の普及啓発：成年後見制度のメリットや利用方法などを分かりやすく説明し、制度の利用を促進します。
- 成年後見人への支援：成年後見人が安心して活動できるよう、相談支援や研修の機会を提供します。

4. 虐待防止対策の強化

- 虐待防止委員会の設置：虐待防止に関する検討を行う委員会を設置し、効果的な対策を検討します。
- 早期発見・早期対応システムの構築：虐待の早期発見・早期対応のためのシステムを構築します。
- 加害者への対応：加害者に対する教育や治療など、再発防止に向けた取り組みを行います。

5. 障がい者に対する支援

- 意思決定支援：障がい者の意思決定を支援し、自立した生活をサポートします。
- コミュニケーション支援：障がい者とのコミュニケーションを円滑にするための支援を行います。
- バリアフリー化の推進：障がい者が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

6. 子どもの権利擁護

- 子どもの相談窓口の設置：子どもからの相談を気軽に受け付ける窓口を設置します。
- 虐待防止のための研修の実施：保育士や教員など、子どもに関わる人々に対する虐待防止のための研修を実施します。
- 関係機関との連携強化：医療機関、相談機関、教育機関、警察等との連携を強化し、情報の共有、虐待の早期発見、迅速な対応に努めます。
- 子どもの意見聴取：学校や保育施設などと連携し、聞き取りやアンケート調査を通じて子どもの声を集め、施策に反映させます。

(7) 防災活動の推進による地域福祉の強化(★)

災害はいつ、どこで発生するか予測が難しく、高齢者や障がい者、子どもなどで特別な支援が必要な方々は、災害時に大きな困難に直面する可能性があります。本市では、誰もが安全に避難し、災害後も安心して生活できるよう、地域全体で防災意識を高め、包括的な支援体制を構築していきます。

1. 防災意識の向上

- 多様な情報発信：地域の特性や住民のニーズに合わせて、多様な媒体（広報誌、ホームページ、SNS など）を活用し、防災に関する情報をわかりやすく発信します。
- 防災教育の充実：学校教育や地域での防災講座などを通じて、子どもから大人まで、幅広い世代に防災に関する知識と行動を習得させます。
- 防災訓練の充実：地域住民が参加できる防災訓練を定期的の実施し、避難経路の確認や防災行動の習得を促します。

2. 避難行動要支援者への支援

- 個別支援計画の作成：避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、個別支援計画を作成し、災害時の避難を支援します。
- 避難場所の確保：避難行動要支援者が安全に避難できるよう、福祉施設や避難所における受け入れ体制を整備します。
- 地域住民との連携：地域住民と連携、協働して避難行動要支援者に対する支援体制を構築します。

3. 関係機関との連携強化

- 関係機関との連携会議の開催：消防署、警察署、福祉施設など、関係機関との連携会議を定期的開催し、情報共有と協力体制を強化します。
- 災害時における情報共有システムの構築：災害発生時に迅速に情報共有できるシステムを構築します。

4. 地域防災力の強化

- 自主防災組織の支援：自主防災組織の活動を支援し、地域における防災力の強化を図ります。
- 防災拠点の整備：地域住民が避難できるよう、防災拠点の整備を進めます。
- 防災備蓄の推進：家庭や地域での防災備蓄を推進します。

5. 災害後の支援

- 生活再建支援：災害により生活が困難になった方に対して、生活再建のための支援を行います。
- 心のケア：災害による心の傷を癒すための支援を行います。

(8) 安心の暮らしを支える公共交通の充実

本市では、少子高齢化や人口減少といった社会構造の変化に伴い、公共交通の維持・発展が喫緊の課題となっています。一方で、公共交通は、市民の生活を支え、地域活性化にも不可欠なインフラです。本計画では、善通寺市地域公共交通計画を踏まえ、誰もが安心して利用できる、安全で快適な公共交通システムの構築を目指し、以下の取り組みを進めていきます。

1. 地域内移動の公共交通手段の維持・確保

- 持続的な公共交通の実現を目指し、公共交通手段を確保するとともに、維持改善や見直しを実施します。
- 「善通寺市、琴参バス株式会社、株式会社香川ダイハツモータース及び株式会社アイシンのデマンド型乗合サービスの運行に関する協定」に基づき、官民が連携してチョイソコぜんつうじの継続運行に努めます。
- 障がい者や妊産婦へのタクシーチケットの配付など、交通弱者をサポートする取り組みとして、利用者ニーズに応じた事業を推進します。

2. 市内外のネットワークの強化

- 公共交通の市町間連携の促進に努めます。
- 各公共施設を結ぶ交通ネットワークを構築するため、交通結節点となる施設を増やします。
- 善通寺駅における拠点性の強化を検討します。
- チョイソコぜんつうじの停留所が交通結節点の機能を果たすよう努めます。

3. 公共交通の利用促進、意識醸成

- 公共交通に関するわかりやすい情報提供に努めます。
- チョイソコぜんつうじ等の地域内交通の利用促進や利用サポートに関する説明会、交通弱者向けの教室等を実施します。（予約の仕方や登録のサポート等）

4. 新しい技術の導入とあらゆる分野の関係者の連携・協働の推進

- IoT、AIをはじめとした新技術等の導入・活用を図ります。
- 地域の輸送資源活用について検討します。
- 民間送迎・他分野のサービス等の活用・連携策を検討します。

第5章 自殺対策計画

Ⅰ 誰も自殺に追い込まれることのない地域作りを目指して

我が国では、病気や生活苦に加えて、精神疾患や人間関係の悩み、過労やいじめなど、様々な問題が重なって、人々が自殺に追い込まれていく状況が依然としてあります。自殺者数は平成15年に統計開始以来最多の3万4,427人となり、その後、3万人台で推移した後、平成22年に減少に転じ令和元年には最小の2万169人となりました。令和2年以降は2万千人台で推移していますが、依然として尊い命が失われている状況に変わりはなく、国際的に見ても、深刻な状況にあります。平成18年の自殺対策基本法や平成19年の自殺総合対策大綱（おおむね5年を目途に大綱の見直しを実施）などにより、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すことを明示し、国や地域における自殺対策の強化が図られているところです。

自殺とは、特殊なある個人や一部の限られた社会の問題ではありません。自殺は、全ての市民に降りかかりうるリスクであるとして市をあげて取り組むべき課題であり、また、自殺は人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけではなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスであるという認識の元、善通寺市自殺対策計画を策定し、市民・関係機関・団体などが協働、連携し合いながら、誰も自殺に追い込まれることのない善通寺市を目指していきます。

なお、本計画は、自殺対策基本法第13条第2項にある「市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるもの」として、自殺予防につながる施策を重点的に取り組むために、次の6つの基本方針の下で、推進されます。

1. 生きることの包括的な支援として推進します。

- ・社会全体の自殺リスクを低下させます。
- ・生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やします。

2. 関連施設との有機的な連携を強化して総合的に取り組みます。

- ・様々な分野の支援との連携を強化します
- ・地域共生社会の実現に向けた取り組みや生活困窮者自立支援制度との連携を図ります。
- ・精神保健医療福祉施策との連携を図ります。

3. 対応の段階に応じて、レベルごとの対策を効果的に連動させます。

- ・自殺の事前対策のさらに前の段階での取り組みを推進します。
- ・対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させます。
- ・事前対応・自殺発生の危機対応・事後対策等の段階ごとに効果的な施策を講じます。

4. 実践と啓発を両輪として推進します。

- ・自殺や精神疾患に関する偏見をなくす取り組みを推進します。
- ・情報の正しい活用を市民に周知します。

5. 国、県、市、関係団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・共働を推進します。

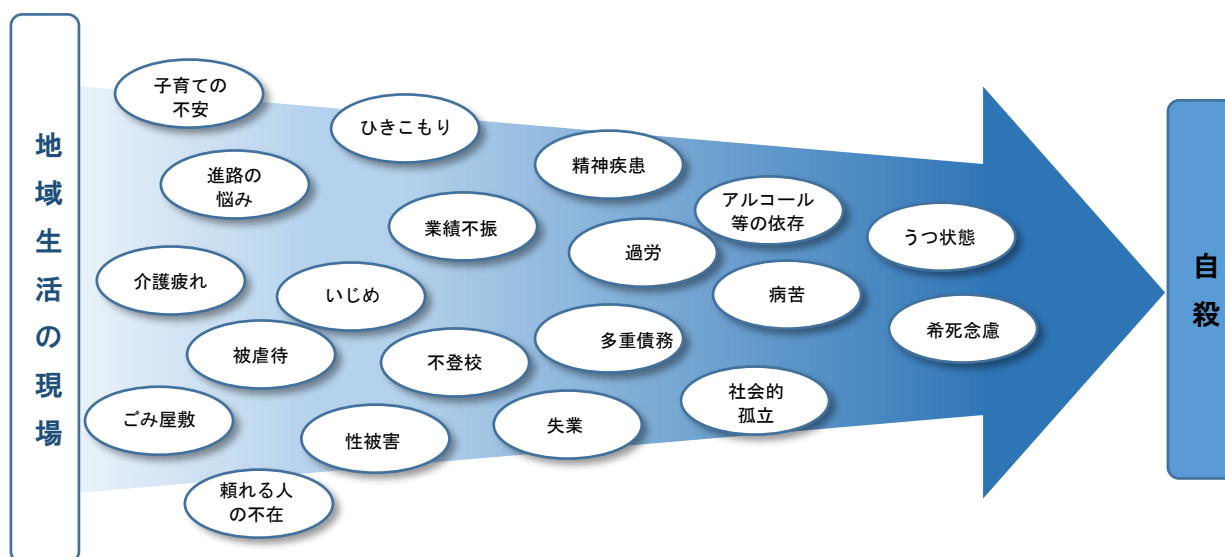
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮します。

2 自殺に対する基本認識

本市では、自殺総合対策大綱に沿って、次の3つを自殺に対する基本的認識とします。

1. 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
2. 年間の自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態は未だ続いている
3. 地域レベルの実践的な取り組みを、PDCAサイクルを通じて推進する

自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料参照）



自殺の危機要因

- ・社会問題が多様化する中で、地域生活の場で起きる問題は複雑化・複合化しています。
- ・複雑化・複合化した問題が最も深刻化したときに自殺は起きます。「平均 4 つの要因（問題）が連鎖する中で自殺が起きている」とする調査もあります。（『自殺実態白書 2013（NPO法人ライフリンク）』より）

3 本市における自殺の現状と今後の目標

令和元年から令和5年までに、自殺によって 20 名ものかけがえのない命が失われました。前ページで示したとおり、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連絡する中で起きています。その前提の上で、内閣府・警察庁が発表した自殺統計から、令和元年から令和 5 年までに本市には以下のような傾向が見られます。

- ・自殺率を年齢別で見ると、60 代での自殺リスクが最も高くなっています。60 代の抱える主なリスクとして、退職（失業）による生活苦・介護の悩み（疲れ）・親しい人との死別や離別・地域との孤立などが考えられます。
- ・次いで 20～39 歳の若者の自殺リスクが高くなっています。主なリスクとして、就職活動の失敗・ひきこもり問題・非正規雇用からの生活苦・借金などが考えられます。
- ・健康問題の中でもうつ病による悩み・影響を原因・動機とする自殺が一番多く、何故うつ病を発症したのか、うつ病に至るまでの危機経路にも着目する必要があります。
- ・同居人の有無については、「同居人があるケース数」が「同居人がないケース数」を上回っています。また、自殺未遂歴の有無を見ると、「なし」が「あり」を上回っています。

全体目標

令和 11 年までに自殺者数ゼロを目指します

※自殺者数及び自殺死亡率の推移

※ 自殺死亡率とは、人口 10 万人あたりの自殺者数を表す指数で

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	合計	平均
自殺統計(自殺日・住居地) 自殺者数	2	4	5	5	4	20	4.0
自殺統計(自殺日・住居地) 自殺死亡率	6.17	12.49	15.88	16.11	13.04	-	12.69

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」及び厚生労働省「人口動態調査」保管統計表 都道府県編

国は自殺総合対策大綱において、自殺対策の数値目標として、「先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和 8 年までに、自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させる（国全体で 13.0 以下にする）」こととしています。県ではこれに基づき「令和 8 年までに、自殺死亡率を平成 27 年と比べて 20%以上減少させる」ことを目指しています。

本市の自殺死亡率は、過去 5 年間の平均では国の目標を達成していますが、誰もが自殺に追い込まれることのない社会を目指して、自殺者数0人を目標にします。

4 本市における取り組み

(1) ネットワークの構築

主な取り組み	担当課
・関係者との情報共有を図り、適切な支援方針を導くために、地域の課題解決を図る定例会議や事例検討会（ケース会議）等を開催したり、参加したりすることで、支援者や関係者相互間の支援の調整を図ります。	教育総務課・高齢者課・子ども課・社会福祉課
・自殺者や自殺未遂者の実態把握をしていきます。	社会福祉課
・各自治体で取り組まれた、自殺未遂者や遺された家族等への支援方法などを把握し、今後の市の取り組みを検討していきます。	社会福祉課
・医療・保健・福祉の各専門機関との連携を強化していきます。	高齢者課・子ども課・社会福祉課・保健課
・民生委員 児童委員 地区連合自治会 健康推進委員 その他民間団体との連携を推進します。	高齢者課・子ども課・社会福祉課・保健課

(2) 自殺予防に関係のある事業や活動

主な取り組み	担当課
・自殺予防週間と自殺対策強化月間を推進し、市の広報を通して命を守るための広報活動を行います。	社会福祉課
・こころの健康を含めた心身の健康作りの普及啓発をしていきます。	社会福祉課・保健課
・孤立しがちな立場にある市民（乳幼児の保護者・障がい者・高齢者等）に、互いの悩みや生きづらさを共感し、より充実した社会生活を送っていただくための交流の機会を提供し、一人で悩む状況を減らします。	子ども課・社会福祉課・高齢者課
・各種交付金・助成費・手当等を支給することで、経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課・高齢者課・社会福祉課
・こころの健全化を図るための相談・情報共有の場の提供や、調査を行います。	高齢者課・子ども課・社会福祉課・保健課・教育総務課
・いじめ・非行・不登校・ひきこもり等、反社会的・非社会的行為に対して、相談・広報等を通して健全化を図ります。	教育総務課・社会福祉課
・生きやすさや生きがいを再発見するための、介護や障がい等の制度・サービスの利用に関わり、自殺リスクの早期発見を図ります。	高齢者課・社会福祉課
・各種イベントを行うことで、仲間作りや相談先の提供の機会とします。	市全体
・子どもの頃からの自殺リスク低下につながる教育について、家庭や学校、地域関係機関と連携し、教育啓発活動に取り組んでいきます。	教育総務課、子ども課
・専門家による講演会や講座を開催し、市民の自殺予防に関する知識を深める機会を提供します。（	社会福祉課

(3) ゲートキーパーの普及・啓発

主な取り組み	担当課
・いのちの門番と言われるゲートキーパーの役割について、広く周知します。	社会福祉課
・窓口職員を中心に研修を行うことで、ゲートキーパーとしての見知を深め、市民のところに寄り添う対応をします。また、各課の関係機関等にゲートキーパーの研修を受けてもらい、自殺のリスクに対する早期発見の網を広げます。	教育総務課・高齢者課・子ども課・市民課・社会福祉課・税務課・秘書課・保健課

香川県ゲートキーパー推進キャラクター

☆きーもん プロフィール

○年齢・性別・・・不明

○生まれたところ・・・小豆島

○特技・・・話し相手になること

・大きな目は悩んでいる人に気づくため

・大きな耳は、悩みをたくさん聴いてあげるため



(4) 相談支援体制の充実

主な取り組み	担当課
・総合的な自殺対策を図るため、悩みや困難を抱えた人が適切な支援にたどり着けるよう、行政・医療機関・関係機関が連携し、相談窓口の周知や必要に応じて適切な機関へつなげる相談支援の体制づくりを行います。	高齢者課・子ども課・教育総務課・市民課・社会福祉課・税務課・保健課
・市役所庁内各課の相談窓口の充実を図ります。 【相談の例】 ・こころの健康相談 ・子どもと家庭に関する相談（乳幼児の保育・子育て・ひとり親家庭等・不登校児童・青少年の非行防止） ・民生委員や児童委員による地域の相談 ・各種福祉サービス等に関する相談 ・認知症対策に関する相談 ・成年後見等に関する相談 ・国民年金に関する相談 ・虐待に関する相談 ・市民相談 ・納税に関する相談 ・健康相談 ・「食」に関する相談 ・障がい児(者)相談 ・生活保護に関する相談 ・生活困窮者自立支援相談 ・高齢者に関する相談 ・健康診断相談	市役所庁内各課
・それぞれの相談窓口で把握された、うつやこころの不調のある市民の継続的な支援や相談を、関係機関と連携しながら実施します。	社会福祉課

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

地域福祉を推進していくためには、市や市社会福祉協議会だけでなく、その地域に住んでいる人、自治会をはじめ、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、学校、企業などすべての人や団体が活動の担い手となります。

市民の誰もが、住み慣れた地域で自立して、生きがいに満ちた生活が送れるよう、それぞれの立場の意見を取り入れながら地域福祉の課題解決に向けた活動を積極的に行えるように、市や市社会福祉協議会は市民自らによる地域福祉活動の育成や支援を進めていきます。

2 計画の進行管理と評価

本計画を地域福祉の推進に関わるすべての人の主体的な参加や協働のもとに連携し、推進していくためには、定期的に市民の意見を抽出する場を持ち、計画の達成度を評価し、一定期間において計画を見直すことが必要です。

市と関係機関との協働により、計画に基づく施策の進捗状況や達成度を定期的に把握・評価し、必要に応じて適宜見直しを行い、常によりよい活動や取り組みを推進する「PDCA サイクル」によって、計画の目的や目標達成に向けた取り組みの推進に努めます。

第7章 資料編

I 策定経過

令和6年

期日	内容
8月28日	第1回策定委員会 ・委員委嘱、委員長・副委員長の互選 ・地域福祉計画の策定について ・アンケート調査票の内容検討について ・ヒアリング実施団体の検討について
10月10日～ 10月24日	市民アンケート調査の実施 ・善通寺市にお住まいの18歳以上の住民1,300人（無作為抽出）
11月1日～ 11月18日	関係団体ヒアリング調査の実施
12月6日	第2回策定委員会 ・アンケート調査結果の報告について ・関係団体ヒアリング結果の報告について ・計画骨子案について

令和7年

期日	内容
1月20日	第3回策定委員会 ・第3次計画の点検・評価について ・計画素案について
1月～2月	パブリックコメントの募集
月 日	第4回策定委員会 ・パブリックコメントの結果報告 ・計画案の承認 ・概要版について
3月	第4次善通寺市地域福祉計画策定

2 善通寺市地域福祉計画策定員会委員名簿

No.	氏名	役職等	区分
1	北川裕美子	四国学院大学社会福祉学部准教授	学識経験者
2	森江清文	市民生委員児童委員協議会会長	地域福祉推進団体
3	大西英和	市連合自治会会長	市関係団体（市民）
4	野辺信次	善通寺希望の家施設長	福祉関係団体（障がい者）
5	大西 稔	市自主防災会連絡協議会会長	市関係団体（防災）
6	松本 健	市老人クラブ連合会会長	市関係団体（高齢者）
7	田瀬誠子	市PTA連合会会長	市関係団体（子ども）
8	加藤光宏	善通寺福社会理事長	福祉関係団体（高齢者）
9	間島いずみ	NPO法人子育てネットくすくす副理事長	福祉関係団体（子ども）
10	山下正美	地区社協会長連絡協議会会長	地域福祉推進団体
11	村井美保	市社会福祉協議会事務局長	地域福祉推進団体
12	秋山哲郎	市自治防災課課長	関係行政機関（防災）
13	山下義喜	市環境課課長	関係行政機関（生活環境）
14	北野高志	市高齢者課課長	関係行政機関（高齢者）
15	香川 昇	市保健課課長	関係行政機関（保健）
16	北谷英樹	市子ども課課長	関係行政機関（子ども）
17	荒木 誠	市生涯学習課課長	関係行政機関（地域教育）
18	高木準子	市社会福祉課（看護師）	関係行政機関（医療・障がい者）

3 善通寺市地域福祉計画策定員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく善通寺市地域福祉計画の策定にあたり、その内容を検討するため、善通寺市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 善通寺市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 医療、福祉又は保健に係る法人その他の団体に属する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項（以下「所掌事項」という。）を完了するまでとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第１０条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和６年７月１７日から施行する。

（最初の委員会招集）

２ この要綱による最初の委員会の会議は、第６条の規定にかかわらず、市長が招集する。

（この要綱の失効）

３ この要綱は、所掌事項が完了したとき、その効力を失う。

